

紀北町過疎地域持続的発展計画（案）

（令和 8 年度～令和 1 2 年度）

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 町の概況	1
ア 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ 町における過疎の状況	2
ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性及び社会経済的発展の方向の概要	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	5
ア 行政の状況	5
イ 財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7) 計画期間	9
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	9
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
(1) 現況と問題点	13
(2) その対策	13
ア 移住・定住の促進	13
イ 地域間交流の促進	13
ウ 多様な人材の確保・育成	14
(3) 計画	14
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	15
3 産業の振興	15
(1) 現況と問題点	15
ア 農業	15
イ 林業	16
ウ 水産業	18
エ 起業の促進	19
オ 商工業	20
カ 観光・リゾート	23
(2) その対策	24
ア 農業	24
イ 林業	25
ウ 水産業	27
エ 起業の促進	28
オ 商工業	28

カ 観光・リゾート	29
(3) 計画	31
(4) 産業振興促進事項	34
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
4 地域における情報化	34
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	35
ア 社会全体の DX の推進	35
イ デジタル社会のインフラの整備	36
(3) 計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	36
5 交通施設の整備、交通手段の確保	37
(1) 現況と問題点	37
ア 交通施設の整備	37
(2) その対策	38
ア 交通施設の整備	38
イ 交通手段の確保	38
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	47
6 生活環境の整備	47
(1) 現況と問題点	47
ア 水道施設	47
イ 下水処理施設	48
ウ 廃棄物処理	48
エ 火葬場	49
オ 消防施設	49
カ 公営住宅対策	50
キ 生活安全対策	50
(2) その対策	50
ア 水道施設	51
イ 下水処理施設	51
ウ 廃棄物処理	51
エ 火葬場	51
オ 消防施設	51
カ 公営住宅対策	52
キ 生活安全対策	52
(3) 計画	52
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	56

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	56
(1) 現況と問題点	56
ア 高齢者福祉	56
イ 保健事業	57
ウ 児童福祉	57
エ 障がい者福祉	57
オ その他の福祉	58
(2) その対策	58
ア 高齢者福祉	58
イ 保健事業	59
ウ 児童福祉	59
エ 障がい者福祉	60
オ その他の福祉	60
(3) 計画	60
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	61
8 医療の確保	61
(1) 現況と問題点	61
ア 地域医療の確保	61
イ 救急医療体制の確保	61
(2) その対策	61
ア 地域医療の確保	61
イ 救急医療体制の確保	61
(3) 計画	62
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	62
9 教育の振興	62
(1) 現況と問題点	62
ア 学校教育	62
イ 生涯学習	62
ウ 集会施設	63
(2) その対策	63
ア 学校教育	63
イ 生涯学習	63
ウ 集会施設	64
(3) 計画	64
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	66
10 集落の整備	66
(1) 現況と問題点	66
(2) その対策	67

(3) 計画	67
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	67
1 1 地域文化の振興等	67
(1) 現況と問題点	67
(2) その対策	68
(3) 計画	68
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	68
1 2 再生可能エネルギー利用の推進	69
(1) 現況と問題点	69
(2) その対策	69
(3) 計画	69
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	69
1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	69
(1) 現況と問題点	69
ア 協働によるまちづくり	69
イ ゼロカーボンシティ事業の推進	70
(2) その対策	70
ア 協働によるまちづくり	70
イ ゼロカーボンシティ事業の推進	70
(3) 計画	70
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	71
事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	71

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的概要

紀北町は、三重県の南部、紀伊半島南端の潮岬と志摩半島の間、東紀州の玄関口に位置し、南東部に熊野灘、北西部には日本有数の原生林が残る大台山系に連なる急峻な山々に囲まれた地域であり、平野部が少なく町の総面積の9割近くを森林が占めています。

気候については、気温が平成27年から令和6年の平均値で16.7℃と温暖で穏やかな気候となっています。降水量は、平成27年から令和6年の平均値で北部では2,940mm、南部では3,620mmとなっており、特に南部は全国でも有数の多雨地帯であります。

気象状況

紀北町北部（長島）

区分	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	平均
平均気温 (℃)	16.3	16.6	15.8	16.5	16.7	16.8	16.6	16.7	17.1	17.7	16.7
降水量 (mm)	3,234	2,889	2,584	3,103	3,211	2,928	3,305	2,515	2,622	3,011	2,940

(資料：気象庁)

紀北町南部（相賀）

区分	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	平均
降水量 (mm)	3,658	2,904	3,235	3,383	3,750	3,207	3,620	2,993	2,749	3,198	3,270

(資料：三重県土砂災害情報提供システム)

② 歴史的概要

本地域では、石器や縄文式・弥生式土器などが町内各地で出土し、古くからこの地に人が住みつき、生活を営んでいたことがうかがえます。大化の改新以来、志摩国に属していましたが、平安の中期には、伊勢神宮の御厨となり、室町時代には地侍中心の村落を形成していたと考えられています。

戦国時代末期には新宮の豪族堀内氏の配下に入り紀伊国に属することになり、その後浅野氏の領有を経て紀州徳川藩領となりましたが、明治4年7月、廃藩置県により和歌山県となり、同年11月に度会県、明治9年には三重県となり、荷坂峠以南は北・南牟婁に分けられ、本地域は北牟婁郡に属することになりました。

明治22年の町村制の施行により、長島村、二郷村のほか十須村・大原村・島原村が合併して赤羽村に、海野浦・道瀬浦・三浦が合併して三野瀬村に、河内村・馬瀬村・上里村・中里村・船津村が合併し

て船津村に、相賀村・便ノ山村・小山浦が合併して相賀村に、引本浦・小浦村・須賀利浦・島勝浦・白浦・矢口浦が合併して引本村になりました。その後明治 30 年に引本村から須賀利浦、島勝浦、白浦が分離し、須賀利浦は須賀利村に、島勝浦と白浦は合併し桂城村となりました。また、明治 32 年に長島村と引本村が町制を施行しそれぞれ長島町と引本町に、昭和 3 年には相賀村が町制を施行し、相賀町になりました。

昭和 25 年に長島町と二郷村が、当時としては全国的にもまれであった自主合併を行い長島町となりました。昭和 29 年に引本町・相賀町・船津村・桂城村の 4 町村が合併し、海山町となりました。また、昭和 30 年 1 月に長島町と三野瀬村が合併し、同年 2 月に赤羽村を編入合併し、昭和 45 年に町名を長島町から紀伊長島町に改称しました。

平成 16 年 4 月に紀伊長島町と海山町は「紀伊長島町・海山町合併協議会」を設置し合併協議に入り、平成 17 年 10 月 11 日に合併し「紀北町」が誕生しました。

③ 社会的概要

紀北町は、静岡県浜松市と和歌山県和歌山市を結ぶ国道 42 号と三重県志摩市と本町を結ぶ国道 260 号が交わる交通の要衝であり、このほか国道 422 号も通っています。平成 25 年 3 月に紀伊長島インターチェンジまで、平成 26 年 3 月に紀伊長島インターチェンジから海山インターチェンジ間が供用開始され紀勢自動車道が全線開通となりました。これにより名古屋市までの所要時間がさらに短縮され約 2 時間となりました。

鉄道網は、J R 紀勢本線が町内を縦断しており、昭和 5 年に紀伊長島駅、昭和 7 年に三野瀬駅、昭和 9 年に船津駅と相賀駅が開設され、このうち紀伊長島駅は特急停車駅となっています。紀伊長島駅から特急南紀で名古屋駅まで約 2 時間、新幹線を乗り継げば東京まで約 4 時間で到着します。

④ 経済的概要

紀北町は尾鷲市と隣接しており、就業や医療機関等を利用する経済圏を形成しています。また、町北部では、買い物や医療機関等は県内北中部を利用することが多く、南部と北部で異なる経済圏を形成しています。

イ 町における過疎の状況

紀北町の人口は、昭和 30 年以降減少傾向にあります。雇用の場を求めた若年労働者が大都市に流出したことで高齢化が進み、生産人口の減少を引き起こし、地域の活力をも低下させました。

本町は平成 12 年、過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域に指定され、各分野にわたる過疎対策事業が行われてきました。特に、住民生活の基礎的要件でもある交通通信体制は重点的に整備が行われ、道路の改良・舗装状況は大幅に改善されました。

農林業では、農道・林道の整備、獣害防止柵等の整備、農地海岸等の整備、森林の整備、林業経営基盤の強化推進等が行われてきました。

水産業では、外国人漁業研修生の受け入れ、浮き漁礁などによる漁場造成、稚魚の放流、漁港の整備等が行われました。

観光施設では、防災機能を備えた紀勢自動車道地域振興施設（始神テラス）、公園整備、トイレ整備

といった事業が行われました。

教育の振興施策では、小中学校の耐震化・改築、地域の集会所の整備が行われました。

いずれの施策においても、地域住民の生活の向上に寄与していますが、経年劣化による修繕や維持管理等の問題・課題を抱えているものも少なくない状況となっています。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性及び社会経済的発展の方向の概要

紀北町の主要産業は、漁業及び農林業といった第一次産業ですが、就業者数や就業人口比率は低くなっているものの総生産は微増となっています。第三次産業は、就業者数は減少していますが、就業人口比率は上昇傾向です。

本町は、紀伊半島東側中央部に位置しているため、新幹線駅や空港まで約2時間かかることから、東京までの所要時間が最もかかる地域のひとつです。しかしながら、道路網では紀勢自動車道が全線開通し、県内北中部、中京圏、関西圏など都市部までの所要時間が大幅に短縮されました。

町内には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録されている熊野参詣道の伊勢路が5ルートあります。また、5つの海水浴場や清流銚子川等豊かな自然に恵まれており、これらを活用した観光客誘致などの施策が期待されています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、昭和55年の国勢調査では、26,268人でありましたが、その後年々減少を続け、令和2年には14,604人と、過去60年間の人口減少率が51.86%に達しています。特に昭和55年以降の各国勢調査期間においては、毎回約5%前後の減少を示してきましたが、平成27年には約12.2%、令和2年には10.6%減少するなどさらに加速しており、令和27年には11,475人にまで減少すると推計されています。

年齢階層別の人口構成をみると65歳以上の高齢者比率については、令和2年が45.78%となっており、平成27年の42.23%に比べ5年間で3.55ポイント高くなっています。これに対し、15歳から29歳までの若年者比率は令和2年には7.88%となっており、平成27年の8.34%と比べ5年間で、0.46ポイント低下しています。また、昭和55年との比較では、高齢者では約182.8%になり、逆に若年者では26.30%となっており、このような傾向は現在も進行中です。

人口減少の主な要因としては、出生率の低下とともに、進学や就職などを目的に都市部へ流出していくことによるもので、地元企業への就職機会が乏しいこと等が考えられ、生産を担う若者や子供が少なく高齢者が多いという構造を浮き彫りにしています。

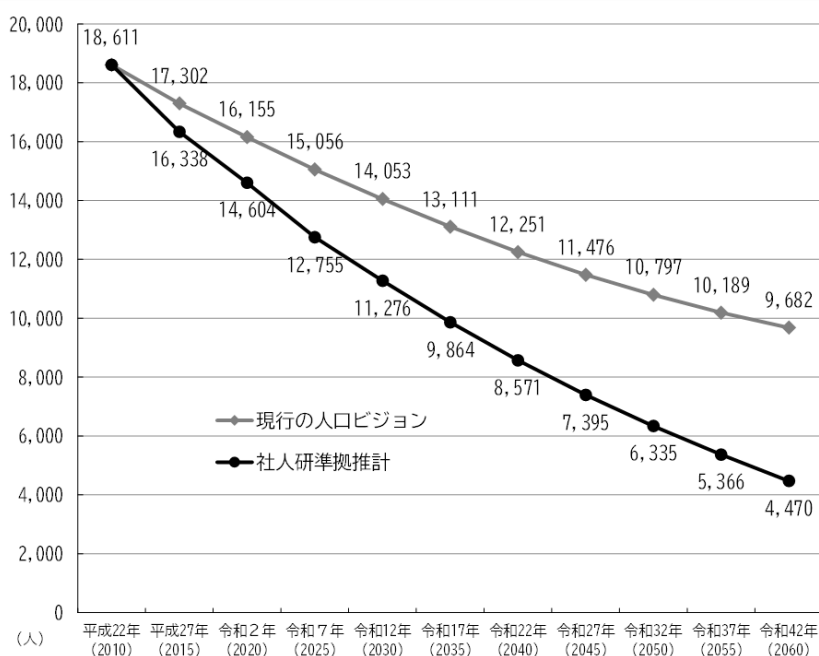
また、令和2年の産業就業人口の割合は、第一次産業が8.78%、第二次産業が25.33%、第三次産業が63.90%となっており、平成27年と比べ第三次産業が増加しているのに対し、第一次産業と第二次産業は減少しています。特に第一次産業は昭和35年には4割を超えていた就業人口比率が、令和2年には1割以下まで低下するなど減少が著しく、深刻な後継者不足と労働力の高齢化が生じています。

表 1-1 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 26,268	人 23,663	% △5.92	人 19,963	% △6.55	人 16,338	% △12.21	人 14,604	% △10.61
0 歳～14 歳	5,875	3,949	△19.64	2,349	△15.69	1,512	△23.79	1,165	△22.95
15 歳～64 歳	16,736	14,977	△6.39	11,058	△11.27	7,888	△19.34	6,692	△15.16
うち 15 歳～29 歳 (a)	4,376	3,442	△10.08	2,076	△19.03	1,362	△20.26	1,151	△15.49
65 歳以上(b)	3,657	4,737	11.80	6,556	7.25	6,899	1.74	6,686	△3.09
(a)/総数 若年者比率	% 16.66	% 14.55	-	% 10.40	-	% 8.34	-	% 7.88	-
(b)/総数 高齢者比率	% 13.92	% 20.02	-	% 32.84	-	% 42.23	-	% 45.78	-

※合併前の数値は、旧町の数値を合計して記載しています。（以下同じ。）

表 1-2 人口の見通し（紀北町人口ビジョン）



※人口の将来展望シミュレーションの条件等

合計特殊出生率が令和7年(2025)年までに1.8、令和12(2030)年以降は人口置換水準(人口を長期的に一定に保てる水準の2.1)まで上昇し、かつ、人口移動が縮小し、令和22(2040)年以降、均衡すると仮定。

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

近年における社会経済情勢は大きく変化しており、本格的な少子・超高齢化が進行するとともに、大規模自然災害や新型コロナウイルスなどのリスク、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展、国際化が進んでいます。また、ライフスタイルや価値観の多様化、持続可能な社会（SDGs）への意識の高まりなどに対応していくため、行政需要は質・量ともに拡大し、ますます複雑化多様化しています。

また、「地方分権」の推進に伴い、自己決定・自己責任の原則のもと、自立した地方自治体が強く求められています。さらに、国や県からさまざまな権限が移譲されることにより、市町村においては、今まで以上に主体性の確立や政策形成能力の向上等が求められています。

これまで本町では、防災対策、産業の振興、道路・交通体制の整備、生活環境の整備、福祉・医療・教育の充実、高度情報化社会への対応などを重点に施策を展開してきましたが、今後は、これらに加え、若者が働きたいと思う雇用の場の創出や担い手育成、子どもを産み育てやすい環境づくりといった定住対策を強く意識し、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」として登録された「熊野古道」や清流銚子川を生かした集客交流の推進、関係人口の拡大、デジタル・新技術の徹底活用（DX）、ゼロカーボンシティの実現、ふるさと納税制度、健康寿命の延伸、スポーツ交流、文化・芸術振興、ふるさと納税制度等、地域の実情や住民ニーズに合った個性的で多様な施策をさらに展開していく必要があります。

一方、広域的な行政については、尾鷲市と1市1町で、広域常備消防署の設置、介護保険事業、大紀町と2町で火葬業務を行っています。また、東紀州地域（2市3町）において、一般社団法人東紀州地域振興公社を設置し、三重県と東紀州地域の市町が連携・協働して地域産業の振興、観光の振興、人材育成などの事業を進めるとともに、東紀州環境施設組合を設立し、東紀州5市町による広域的な新ごみ処理施設の整備・運営について進めています。

イ 財政の状況

本町の財政基盤は、若者の流出や少子・高齢化等による労働力人口の減少などに加え、主要産業である農林水産業の低迷などから極めて脆弱な状態が続いています。

令和2年度の財政力指数は0.284と自主財源が少なく、財源の多くを地方交付税や国・県支出金、地方債等の財源に依存していますが、地方交付税については、令和8年度以降も賃上げや社会保障費の増加が見込まれる中で、国は持続可能な財政運営のために、総額を適切に確保するとされていますが、国勢調査人口も調査ごとに減少していること等により減少していくことも見込まれます。

その一方で、地方創生やDXの推進、防災・減災対策の取り組みの強化、老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保、物価高を踏まえた公共事業や施設管理、サービス等における価格転嫁の推進など、活力ある持続可能な地域社会の実現等に取り組んでいくうえでも、財政需要はますます増大するものと見込まれており、極めて厳しい財政運営を迫られています。

今後は、行財政改革を引き続き進めるとともに、歳入においては、税収入の確保、受益者負担の適正化や新たな財源の確保などに努める一方、将来にわたって財政負担となる地方債の発行、債務負担行為には慎重を期するとともに、弾力的な財政運営に資するための各種基金への積立など、自治体経営の基礎である財政基盤を強化し、住民ニーズに対応する施策に対し財源の重点配分に努めることが必要と

なっています。

表 1-3 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	10,754,026	10,113,669	12,936,118
一般財源	6,317,441	6,347,569	6,216,942
国庫支出金	1,291,172	820,388	2,796,609
県支出金	653,218	580,300	636,733
地方債	1,464,500	1,085,100	1,405,796
うち過疎対策事業債	260,600	288,500	370,000
その他	1,027,695	1,280,312	1,880,038
歳出総額 B	10,234,607	9,478,981	12,307,523
義務的経費	4,026,995	4,069,536	4,365,876
投資的経費	1,923,010	1,002,387	1,712,408
うち普通建設事業	1,911,817	931,872	1,685,692
その他	4,284,602	4,407,058	6,229,239
過疎対策事業費	326,190	347,715	480,854
歳入歳出差引額 C(A-B)	519,419	634,688	628,595
翌年度へ繰越すべき財源 D	74,245	72,554	80,475
実質収支 C-D	445,174	562,134	548,120
財政力指数	0.302	0.293	0.284
公債費負担比率 (%)	17.6	18.8	18.5
実質公債費比率 (%)	11.3	8.0	6.5
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率 (%)	79.2	80.3	91.6
将来負担比率 (%)	42.7	—	20.5
地方債現在高	11,980,669	11,968,922	13,106,170

(資料：財政課)

表 1-4 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
延長(m)				241,054	242,737
面積(m ²)				1,345,532	1,375,670
改良率(%)	39.2	38.5	41.2	44.0	49.7
舗装率(%)	41.1	68.5	71.2	72.8	76.9
農道					
延長(m)				31,437	34,437
耕地 1ha 当 たり農道延 長(m)	48.1	35.8	57.2	—	—
林道					
延長(m)			153,769	164,905	165,338
林野 1ha 当 たり林道延 長(m)	6.5	7.8	—	—	—
水道普及率 (%)	96.9	98.9	99.7	99.9	99.9
水洗化率(%)	19.1	39.2	57.2	71.08	82.23
人口千人当 たり病院、診療所 の病床数(床)	7.3	15.3	16.9	19.5	24.4

(資料：関係各課)

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、従来の過疎対策により一定の成果を挙げていますが、依然として生産年齢人口の減少、若年者を中心とする人口流出、本格的な少子・超高齢化の進展により、地域の産業や経済の低迷といった極めて厳しい状況が長く続いています。

また、過疎化が進行したことにより、山間部・海岸部の集落が限界集落となり、地域の活力も低下しているほか、伝統行事の存続、管理の担い手不足に伴う空き家や放棄地の増加による農地や森林の公益的機能の低下、獣害対策等、新たな課題も発生しています。さらに、紀勢自動車道が全線開通され、本町まで自動車専用道路が接続されたことで観光客の増加や住民生活の利便性の向上が期待される一方

で、ストロー現象や通過地点となってしまうことが懸念されています。これらの諸問題のほか、AI（人工知能）をはじめとするデジタル技術の急速な進展、グローバル化に伴う国際情勢の複雑化、パンデミックを経て加速した働き方や価値観の多様化など、社会情勢は大きく変化しており柔軟に対応していく必要があります。

地域が有する自然環境、景観、生活文化、余暇の過ごし方等の資源を複合的・総合的に活用し、地域の特性を生かした新たな人の流れや都市部とのつながりの創出、若者が働きたいと思う雇用の場の確保や関係人口の創出・拡大等に加えて、革新的なデジタル技術を活用したデジタルトランスフォーメーション（DX）によるデジタル社会の推進、「誰一人取り残さない」ことを理念とする SDGs の視点、ゼロカーボンシティの実現による自然との共生等により、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指して諸施策を積極的に推進します。

- ①南海トラフ地震などの大規模地震や、近年多発する大雨による水害や土砂災害などに対する強靱な防災・減災対策を最優先に推進し、道路・水道などのインフラ施設の耐震化・長寿命化、およびデジタル技術を活用した災害時の情報伝達体制の強化を図ります。さらに、防犯、交通安全、環境保全、福祉、健康、水道、食生活、住民生活等あらゆる分野において「安全・安心」に暮らせるレジリエントな（強靱な）まちづくりを基本として施策の展開を図ります。
- ②暮らしや仕事など様々な場面において、SDGs の理念に基づき、「誰一人取り残されることなく」生きがいをもって暮らすための地域包括ケアシステムおよび地域共生社会の実現を進め、健康寿命の延伸を図ります。
- ③地域の基幹産業である農林水産業をはじめとした地場産業の振興を図り、デジタル技術を活用した生産性向上や経営改善に取り組みます。また、若者が働きたいと思う雇用の場を創出するとともに、関係人口の創出・拡大、二地域居住、ワーケーションの誘致を積極的に推進し、地域資源（熊野古道、銚子川等）を活用した集客交流活動や移住・定住支援策（空き家バンク制度の活用等）の充実により、地域活力の向上を図ります。
- ④豊かな自然と伝統・文化に恵まれた環境を生かして、若い世代が安心して結婚・出産・子育てができるよう途切れのない支援を充実させます。多様化する保育ニーズに対応するとともに、GIGA スクール構想等の ICT を活用した教育環境の整備を推進し、都市部と格差のない教育を確保するなど、未来の創り手を育み、人口減少に歯止めをかけるまちづくりを展開していきます。
- ⑤地域に点在する集落の魅力と強みを活かしながら、地域の実情に応じたきめ細かな伴走支援を実施していきます。空き家バンク制度の活用や住宅リフォーム支援による住環境の向上、伝統行事や地域資源の保全・継承への支援を通じて、集落の機能を維持し、地域コミュニティを支援します。
- ⑥豊かな自然と歴史・文化を「地域の誇り」として将来にわたって守り続け、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指します。これらの地域資源を核として、都市部等との地域間交流の促進や郷土教育の推進を通じて、住民が地域を愛する心を育むとともに、地域のつながりを強化していきます。
- ⑦自治の担い手として住民が町政に参画する協働の仕組みを構築し、住民ニーズの的確な把握と施策検討過程の公開・広報による行政の透明性の向上に努めます。また、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を徹底活用することにより、行政手続きのオンライン化など、効率的かつ柔軟な行政運営を推進し、住民との信頼関係に基づいた持続可能な行財政基盤の確立を目指します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	令和 6 年度実績	令和 12 年度目標
社会増減数	△32 人	△110 人
合計特殊出生率	1.13	1.60
住みやすいと思う住民割合	82.8%	83.0%
観光入込客数	135 万人	200 万人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の推進にあたっては、外部有識者、外部組織及び住民代表等が参画する評価委員会において、進捗状況等を踏まえた計画の検証を毎年度実施する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町においては、インフラ施設を含むすべての公共施設の維持管理を適切に実現していくための基本的かつ全体的な計画として策定した「紀北町公共施設等総合管理計画」に基づき、将来にわたって必要とされる公共施設が機能を発揮し続けられるための取り組みを実行することにより、全ての資産がもたらす効果の最大化を図り、安全・安心で適切な公共サービスの提供に努めていきます。

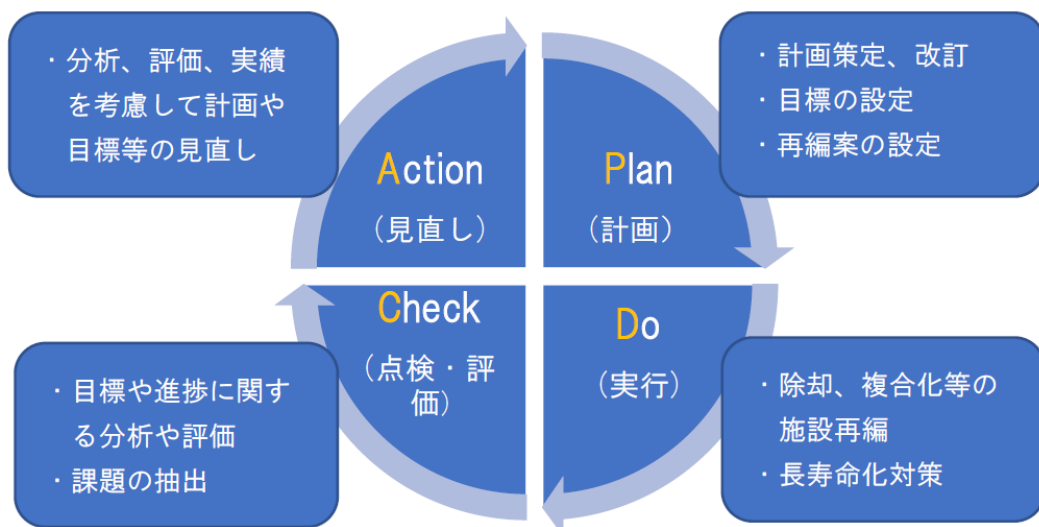
限られた財源を有効に活用し紀北町総合計画の目指す将来像を実現していくために、公共施設マネジメント基本方針を基に施設の適正な配置を勘案し、活用・管理を行っていきます。

公共施設等に関する基本方針

1. 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進方針

本計画の対象は、本町が保有する全ての公共施設等であることから、全庁的な体制で取組みを推進していくために、企画部門、財政部門、管財部門と公共施設等を実際に管理している所管部門が連携しながら、公共施設等の点検や修繕履歴の蓄積や分析などの施設情報の管理と共有化、本計画の進捗管理を行います。

また、本計画で定めた方針や内容について、不断の見直しを行うためにも、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のプロセスを順に実施する PDCA マネジメントサイクルによる、適切な実績評価や分析及び進捗管理を行います。



2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・診断等は、建築物の機能や性能を適切に保つために、建築物や設備機器の異常・劣化等の状態を調査することであり、不具合が大きなトラブルにつながる前に必要に応じた対応措置を行い、施設を適正に維持管理していくための重要な作業のひとつです。

したがって、法律や国の技術基準等に準拠し、既存の長寿命化計画に照らし合わせて、専門的見地から適正に調査、点検及び診断を実施します。

また、法令に定められた点検はもとより、日常的に施設の不具合等に気を配り、早期発見に努めるため、データを集積、記録して残しておくことが重要です。

そこで、調査、点検及び診断した結果は、この計画の見直しに反映できるよう、データを集約、蓄積、管理する仕組みを構築し、実行します。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

適切な点検や診断の実施により、施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う、事後的な管理ではなく、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を可能とすることに加え、環境負荷の低減や将来的な事業費の平準化等ライフサイクルコスト（建築物や土木構造物における企画・設計から建設・運用した後、解体に至るまでの期間に必要とされる総費用）の低減に留意することが重要です。

そのため、公共施設等の健全性を確認し、良好な建物は長期に使用するため、特に重要な部位（屋根・屋上・外壁）は点検・診断に基づき早期の劣化対策を実施するなど、施設別に検討を進めていきます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。

安全の確保にあたっては、災害拠点かどうか、多数の住民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。

また、経年劣化による外壁の崩落などの危険性が高い施設については、不慮の事故に繋がらないよう緊急の修繕等の措置をとるなど、適切な処置を講じます。

（４）耐震化の実施方針

公共建築物の多くは、災害時には避難所としても活用されるため、耐震化を着実、計画的に実施しており、耐震化が完了していない一部の建築物については、改修時期等を踏まえ順次対応していきます。

また、インフラ施設については、市民生活における重要性や緊急性等の観点から優先度を判断し、引き続き耐震化を推進します。

（５）長寿命化の実施方針

予防保全の実施により、施設の長寿命化が図れる一方で、施工当時、公共施設等に求められていたニーズが変化してきていることも事実です。全ての施設を単に長寿命化するのではなく、その施設を利用して提供されているサービスが将来にわたって必要なものであるか、その規模は変化していないかなど、サービス面からも検証し、現在のニーズに適合する計画的な長寿命化の実施を検討します。

なお、既に長寿命化計画が策定されている公共施設等については、本計画の内容を踏まえつつ、当該計画に則り、長寿命化を推進していきます。

（６）ユニバーサルデザイン化の推進方針

本町の総合計画でも掲げているように、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」等に基づき、新たに公共施設等を整備する場合や、既存施設の改修工事等を実施する際には、障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。

（７）脱炭素化の推進方針

脱炭素社会実現のため、本町では、近隣５町とともに「ゼロカーボンシティ」を２０２１年４月に宣言しました。今後の公共建築物の相互利活用等の連携を検討し、施設の有効活用を図ることで脱炭素化にも取り組むこととします。

また、２０２４年６月策定「地球温暖化対策実行計画（第４次計画）」のもと、温室効果ガス抑制効果が期待できる取組の推進や、再生可能エネルギーの導入や、LED照明灯等の省エネ性能に優れた機器等の導入など、公共施設等における脱炭素化に向けた取組を推進します。

（８）統合や廃止の推進方針

今後の人口減少社会にあつては、現在と同種・同規模の公共施設等を維持する必要性は低下していくことから、町行政の遂行や町民の安全・安心、利便性に支障をきたさないよう配慮した上で、利用

状況や公共サービスのニーズ、公共施設等を維持しなければサービスの提供が困難にならないか、民間施設の利用の可能性などについて検討し、拡充、縮小、転用、統合、廃止等により公共施設等の配置の最適化を図っていきます。

（９）地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の活用として、固定資産台帳や財務書類から、施設類型別財務書類の作成や指標分析等を行い、公共施設等のマネジメントへの活用を図ります。

過疎地域持続的発展計画においても、この「紀北町公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、整合性を図りながら、各種施設の整備や維持管理等を実施していきます。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本町の人口動向は減少傾向で推移し、人口ビジョンでの将来人口の推計においても、今後も人口減少が加速していくことが予想されています。こうした人口動向や将来人口の見通しから想定される地域社会への影響を抑えるためには、出生率の減少などによる自然減と、人口移動による社会減を減らしていく必要があります。特に、社会減の中心層となっている 10 代後半から 20 代前半の進学等による都市部への転出は、若者が働きたいと思う雇用場が不十分であることも大きな要因であり、これにより生産人口の減少、地域活力の減退を招いているほか、将来の地域活動の中心となるべき人材が不足する事態を招いています。

また、本町は、海・山・川と多くの美しい自然を有しており、近年注目されるワーケーションや二地域居住といった多様な働き方・ライフスタイルに対応しうる魅力的な地域です。地域特性を活かしたアウトドアやスポーツ合宿の受け入れが広がりを見せるなど、交流人口に加え、地域と多様に関わる関係人口の創出・拡大の可能性も秘めています。人々の交流は、地域のイメージアップにつながり、地域の活性化を促すことから、今後は、革新的なデジタル技術の活用（DX）による条件不利性の改善も図りつつ、町の魅力の向上と交流人口・定住人口の増加といった視点から、地域資源等を活用した交流などを一層進めていく必要があります。特に、衰退が著しい農林水産業については、事業承継の仕組みづくりや外国人材の活用等も視野に入れつつ、地域の特性を生かした持続的発展が図られるよう、新規就業者の受け入れ態勢等を整備し、人材の育成・確保に取り組みます。

(2) その対策

ア 移住・定住の促進

- ・豊かな自然と伝統・文化に恵まれた環境を生かして、若い世代が安心して結婚・出産・子育て等ができる取り組みを進めることで、出生率の向上及び子育て世代の定住促進を目指します。
- ・多様化する保育ニーズに応えるとともに、DX や ICT を積極的に活用し、遠隔授業の導入などにより、都市部と格差のない質の高い教育を受けることができる環境を整えるなど、若い世代が暮らしやすいまちづくりを目指します。
- ・進学等により都市部へ転出した若年者が、将来的に U ターンや I・J ターンにより地域で生活する選択ができるよう、若者が活躍できる安定した雇用場や多様な働き方に関する情報提供を充実させるなど、具体的な取り組みを実施します。
- ・移住希望者や二地域居住者、関係人口など多様なニーズに沿った情報提供や支援、空き家バンク制度の活用や住宅リフォーム支援による一層の住環境の向上などなどにより、安心して移住・定住できる環境を整えます。

イ 地域間交流の促進

- ・都市部で生活する町出身者とのコミュニティを確立して、彼らが培ったノウハウや人脈、都市部の情報等の提供を受け、地域経済の活性化や U ターン・I ターンにつながる協働の仕組みづくりに取り組みます。
- ・地域資源を活用したアウトドアやスポーツ交流活動等を推進し、交流人口及び地域と多様に関わ

る関係人口の創出・拡大による地域の活性化を目指します。

- ・友好都市である大阪府四條畷市とのスポーツ・文化団体の交流、相互の児童の体験事業及び世界遺産熊野古道、特産品を活用したツアー等、交流事業を推進します。
- ・国際交流関係団体等の活動への支援、協力を行うとともに、インバウンド誘致や多文化共生の推進に資する交流機会の拡大を図ります。
- ・革新的なデジタル技術（DX）や二地域居住の取り組みを推進します。また、コワーキングスペースの整備やサテライトオフィスの誘致によって都市部と地域の接点を設けるなど、地域活力の向上につながる施策を検討します。

ウ 多様な人材の確保・育成

- ・地域の農業を維持・発展させるため、農業の担い手となる人材の確保・育成を重要課題として位置づけ、農業後継者や新規就農者に、先進的な農業技術の習得や経営感覚の習得を促すとともに、安定した経営が営めるよう、各種制度（補助事業、融資制度等）の活用支援努めます。
- ・農業の後継者育成のため、就農希望者などを受け入れることのできる支援の体制を整えることで、将来有望な後継者・担い手の育成支援等を展開していきます。
- ・林業の持続的発展に向け、森林組合や林家の研修等に町有林を提供するとともに各種研修会等への参加や資格取得等を支援することで、林業従事者の知識や技術力の向上等を促し、作業の安全性の確保、適切な森林整備、木材生産の活性化等に取り組むことができる人材の育成に努めます。
- ・林業の安全な作業環境を整備するため、安全装備品の購入を支援することで、安全意識の向上と労働災害の防止を図り、雇用の安定と担い手の確保に努めます。
- ・林業の担い手の確保に向け、地域おこし協力隊と連携して就業インターンをワンストップで受け入れる体制を整えることで、ハードルが高い一次産業への就業や転職を支援し、人材の確保に努めます。
- ・漁業の担い手の確保及び育成に向けて、三重県や漁業協同組合等と連携し、漁業者の中核となるべき人材の育成に努めます。
- ・高等教育機関のサテライトや企業等と連携し、地域で活躍できる人づくりやデジタル人材等の育成を進めます。これにより、若者の多様な就業機会を生み出し、地域産業全体の活性化につなげるための施策を検討します。
- ・都市部から過疎地域等へ移り住み、新たな視点とノウハウで地域協力活動を行う地域おこし協力隊は、将来的な定住・定着と地域の活性化につながる有効な人材であることから、隊員の活動内容や処遇、定着支援を充実させ、課題を明確にした任務のもと活動を支援していきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促	(1) 移住・定住	移住促進施設等整備事業 移住や二地域居住等を促進する拠点施設等の整	紀北町	

進、人材育成	(2)地域間交流	備 地域間交流施設等整備事業 地域間交流を促進する拠点施設等の整備	紀北町	
--------	----------	---	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

紀北町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの維持管理方針等と整合性を図りながら事業を実施していきます。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の農業は、中山間地域という営農条件が不利な環境の中、水稻、果樹、養鶏、野菜を中心に経営が行われています。これまで収益性の高い作物等の生産、生産物の販路開拓などに取り組んできましたが、依然として、経営基盤は脆弱であり、高齢化や後継者不足の進行により離農する農家も見られ、耕作放棄地の増加に比例して経営耕地面積は減少傾向にあります。

こうした中で、本町では中山間地域総合整備事業や海岸環境整備事業、一般土地改良整備事業などの各種基盤整備事業の推進、新規就農者支援事業等による担い手の育成支援などを行う事により、営農条件の改善と離農防止に努めてきました。

しかしながら、排水機場や揚水機場、頭首工、用排水路、農道などの農業用施設については、設置から長い年月を経過した設備が多く、老朽化が進行しています。これらの施設は地域の農業生産を支える基盤であり、安定した営農の継続のためには、整備や改修を進め、機能の維持・向上を図ることが必要です。

近年の農業を取り巻く情勢は依然として厳しく、担い手の高齢化や人手不足の解消には至っていません。加えて地球温暖化による気候変動や鳥獣被害の拡大、農業資材・燃料価格の高騰など、農業経営への影響は大きくなっています。一方で、近年は米価の上昇など、農業経営の再構築に向けた新たな可能性も生まれつつあります。

また、国・県において推進されているスマート農業技術の普及により、ドローンや自動給水システム、リモート監視装置などを活用した省力化・効率化の取組が広がりつつあり、本町としても地域の特性に応じたスマート農業の導入を図っていく必要があります。併せて、地域の農業者・関係機関が共有する将来像を明確化するため、「地域計画」の策定・実践を通じ、地域全体での方向性を示し、担い手の確保・育成に取り組む必要があります。

農地は、洪水の防止、水源かん養、大気浄化、気候の緩和など環境保全機能に加え、田園風景など景観の保全、営農にまつわる歴史、伝統や文化の伝承など地域社会を維持し形成する機能など多面的機能を有しています。これらの機能を維持・発揮するためにも、低迷傾向にある農業に歯止めをかけ、農業から始まる地域振興策や後継者の育成を行い、魅力的で活力のある農業を展開していく必要があります。

表 3-1 農家数・就業人口の推移

区 分	農家数 (戸)	専業農家 (戸)	第一種 兼業農家 (戸)	第二種 兼業農家 (戸)	60 歳以上人口 (人)	
						内 65 歳 以上
昭和 60 年	1,034	147	48	839	1,147	-
平成 2 年	737	119	50	568	926	642
平成 7 年	613	116	46	451	842	642
平成 12 年	242	60	12	170	685	558
平成 17 年	178	56	10	112	286	228
平成 22 年	135	58	7	70	233	204
平成 27 年	73	35	3	35	125	108

区 分	農業経営体数 (経営体)					基幹的農業従事者数 (人)	
	団体 経営体	個人経営体					内 65 歳未満
		主業	準主業	副業的	計		
令和 2 年	3	11	4	53	68	75	19

(資料：農林業センサス)

表 3-2 農産物の生産量の推移

区 分	耕作面積 (h a)		収穫量 (t)	
	水稻	みかん	水稻	みかん
昭和 60 年	183	124	653	2,012
平成 2 年	153	100	575	1,404
平成 7 年	167	87	723	1,225
平成 10 年	154	80	598	1,224
平成 14 年	141	69	646	999
平成 17 年	-	38	562	543
平成 23 年	116	-	505	-
平成 27 年	114	-	500	-
令和 2 年	97	-	396	-
令和 6 年	100	-	421	-

(資料：東海農林水産統計年報、三重農林水産統計年報、作物統計調査)

イ 林業

本町は、大台山系に連なる急峻な山岳地帯であり平地が極めて少ないことから、1630 年前後には人工造林が始まるなど古くから林業が発達し、森林面積(22,932ha)は町総面積の約 90%を占めています。また、人工林のほとんどはヒノキが占めており、産出されるヒノキ材は、高度な造林技術と製

材・乾燥技術などにより、『尾鷲ヒノキ』のブランド銘で高い評価を受けています。

尾鷲ヒノキは、苗木を密植して間伐を繰り返すことで、緻密で均一な年輪幅を形成し、強度が強く木目が美しいことが特徴であり、この地域独自の技術は「急峻な地形と日本有数の多雨が生み出す尾鷲ヒノキ林業」として、平成 28 年度に日本農業遺産に認定されています。また、町有林はサステナブルな森林管理、林産物利用を推進する国際的な森林認証制度である「FSC 認証」を取得しており、持続可能で適切な森林整備を行っています。

しかしながら、近年の建築様式の変化や安価な外国産材の需要の伸びなどにより、国産材の需要が年々減少し、その価格は長い間低迷しており、林産物の需要拡大・安定供給が急務となっています。

森林の所有形態をみると、5ha 未満の零細な所有者が多くを占め、また不在所有者や境界不明山林が増加していることから、森林施業の集約化の障害となっており、未整備森林が増える要因となっています。

このような背景の中、林業従事者は年々減少の一途をたどり、特に若年労働者の就業が極めて少なくなっています。このため就業条件の改善や施業の機械化、航空レーザーや GPS 機器を用いた測量等の ICT を用いたスマート林業尾の導入や、デジタルデータを活用して生産性の向上や新たなサービスや価値を生み出す林業 DX の実現が求められるとともに、林業経営体の経営基盤の強化を図り、若年労働者の確保と育成を推進する必要があります。

また、生産基盤の中心である林道については、令和 5 年度では 102 路線で総延長が 165,338m、林道密度は 1ha 当たり 7.2m であり、一定の整備はなされているものの、林業経営の更なる機械化や合理化などを推進し、森林の循環利用により森林所有者に還元していくためには、今後も作業路を含めた路網整備を推進するとともに、適正な維持管理に努めます。

町有林においては、多くの貸与林地の返地に伴う再造林や官行造林、県行造林等の契約満了に伴う管理山林の増加が課題となっているため、従来の造林手法にとらわれず、低コストや若齢林の造林などニーズに合わせた多様な町有林経営を目指していく必要があります。

これらの諸情勢を踏まえ、林業の担い手の確保・育成を図り、適切な森林管理を推進するとともに、林業生産基盤の整備、林産物の安定供給、加工品開発支援等のほか、憩いの場としての森林整備と併せて森林に対する理解と意識の高揚などの施策を推進し、公益的機能を有する豊かで生産性の高い持続可能な森林を創造していく必要があります。

表 3-3 森林面積(ha) (令和 5 年)

国有林	県有林	市町村 有林	財産 区有林	森林総合 研究所	私有林	合計
4,924	239	4,344	1	905	12,519	22,932

(資料：森林・林業統計書)

表 3-4 林道整備の推移

区分	年度					
	平成 12 年	平成 15 年	平成 18 年	平成 20 年	平成 25 年	令和 2 年
森林面積(ha)	22,968	22,979	22,978	22,973	22,975	22,934

路線数	104	105	105	104	104	103
実延長(m)	153,769	160,421	163,122	164,228	165,112	165,338
林道密度(m/ha)	6.7	7.0	7.1	7.1	7.2	7.2

(資料：森林・林業統計書、農林水産課)

ウ 水産業

本町の水産業は、リアス海岸の地形を利用した沿岸漁業と近海かつお・まぐろ漁業があり、沿岸漁業では定置網・刺し網や一本釣りを主とした漁船漁業と魚類養殖を主とした浅海養殖業があります。いずれも本町の基幹産業ではありますが、現状は海水温の上昇や、磯焼けなどによる漁場環境の悪化や乱獲による水産資源の減少、輸入水産物の急増による魚価の低迷、消費者の魚離れ等により極めて厳しい状況にあります。また、漁業者の高齢化が著しく、労働力の不足及び水揚げ高の不安定さを招いており、若者の漁業離れも顕著であるため、漁業後継者不足が深刻な問題となっています。

水揚げの中核を担っていた近海カツオ船の水揚げが漁場の変化により減少傾向にあるため、員外船も含めて入港促進を図るための施策を講じていかなければなりません。

また、市場施設・漁港施設の老朽化が進んでいるほか、情報化への対応を行う必要があります。さらに、水産資源の維持及び増大に向けて、資源管理の推進や密漁の根絶に向けた施策が必要です。

今後、本町の重要な地場産業である水産業を発展させるため、生産基盤の整備、漁場環境の再生・保全、魚市場の衛生化、育てる漁業、種苗放流、資源管理、経営の近代化、漁業後継者の育成・確保、情報化への対応などを積極的に推進し、経営の安定と所得の向上を図る必要があります。

表 3-5 漁業就業者数

区 分	総就業者数	65 歳未満	65 歳以上
平成 5 年	1,074 人	856 人	218 人
平成 10 年	954 人	668 人	286 人
平成 15 年	871 人	548 人	323 人
平成 20 年	662 人	393 人	269 人
平成 25 年	575 人	326 人	249 人
平成 30 年	409 人	220 人	189 人
令和 5 年	270 人	161 人	109 人

(資料：漁業センサス)

表 3-6 漁業生産量・生産金額・組合員数

区 分	生産量 (t)	生産金額 (百万円)	組合員数(人)
平成 6 年	15,085	5,747	1,940
平成 11 年	11,346	4,243	1,874
平成 15 年	10,168	2,487	1,329
平成 20 年	8,276	2,048	848
平成 26 年	13,006	1,828	700

令和 元年	9,508	1,634	752
令和 6 年	2,687	1,201	586

(漁業協同組合調べ)

表 3-7 漁業階層別経営客体数推移 (単位:経営体)

区分年次		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年	令和 5 年
無動力船		1	-	-	-	-	-	-	-	-
動力船	1 t 未満	82	77	60	48	46	49	22	5	2
	1～3	181	200	170	162	152	136	125	82	39
	3～5	36	21	18	24	24	32	19	11	13
	5～10	16	18	15	15	15	14	15	8	12
	10～20	16	18	21	17	15	11	9	7	1
	20～30	2	2	-	2	3	1	1	1	1
	30～50	3	-	1	1	-	1	1	-	1
	50～100	15	13	15	9	12	3	-	-	-
	100～	3	1	2	5	5	6	5	5	5
	計	354	350	302	283	272	253	197	119	74
大型定置網		7	3	5	5	6	7	6	6	1
小型定置網		29	41	35	38	35	29	19	5	11
地びき網		4	5	4	3	4	-	-	-	-
養殖	のり養殖	20	20	18	8	12	5	8	8	8
	かき養殖	18	19	15	19	29	24	19	21	11
	はまち養殖	61	33	11	3	7	1	-	1	1
	たい養殖	81	90	84	50	81	27	21	17	13
	その他	35	28	25	8	20	6	2	1	-
合計		610	589	499	467	416	352	272	178	119

(資料:漁業センサス)

エ 起業の促進

AI（人工知能）をはじめとする革新的なデジタル技術（DX）、パンデミックを経て加速した働き方や価値観の多様化に伴い、リモートワークやデジタル技術を活用した電子商取引など新たなビジネスの可能性が拡大しています。一方で、本町では若者が働きたいと思う雇用の場が不十分であることが最大の課題となっており、この改善が地域活力向上のために急務です。そのため、こうしたデジタル技術を積極的に活用した新たな産業の創出、地域特性や観光資源を生かした高付加価値な仕事づ

くり、起業・創業の支援、そして地域課題解決に資するコミュニティビジネスの振興を一体的に図る必要があります。

オ 商工業

① 商業

本町の商業は、経営者の高齢化による情報社会への対応の遅れや、後継者不足により商店の改装・改善への投資意欲が少なく、個人店舗の老朽化など空洞化が進んだ厳しい状況にあります。また、モータリゼーションが主流である現在、商店街の道路幅員が狭いことや駐車場の不足等、生活様式の変化や消費者ニーズに合った商店経営が困難になっています。

海山地区の商業のほとんどは、従業者 1～2 名の家業的な小規模経営の商店であり、その大半は人口密集地域（相賀地区）に集中していますが、商店街としての組織化がされていません。紀伊長島地区の商業は、新町商店街と玉地区周辺商店街に二分されており、玉地区周辺商店街は、昭和 54 年に第二種大規模店が進出して以来次々と大型店が進出し、新町商店街からの進出店舗や、飲食店などが集まり商店街としての規模は拡大されたが、最近伸び悩んでいる状況にあり、今後、前浜地区と結んだ新しい商店街の形成が望まれています。

令和 3 年の経済センサスによると、卸売業、小売業については商店数 183 店・従業者数 889 人・年間販売額 1156 億 5,600 万円になっており、平成 28 年と比較すると、年間販売額は 22 億 4,300 万円減少、商店数が 17.6%、従業者数も 1.6%減少しています。

また、経営規模は小規模経営が多く、店舗構成が画一的、取り扱いが生活用品が主で商品の選択性に欠けているなどの理由から、マイカーの普及や交通アクセスの利便性向上などによる消費者行動の広域化により、高級品、大型消費財などを含め全般的に商品の多彩性、価格競争の優位さがあり、「豊富な品揃え」、「広い駐車場」などで消費者ニーズを満たしてくれる尾鷲・松阪方面等町外の大売店や専門店へ消費者が流出している状況です。

これらに対応するため、消費者ニーズに対応した魅力ある商業環境の形成、消費者の確保に努め、本町の商業の中核となるみえ熊野古道商工会との連携のもと、店舗の個性化、専門化、サービス強化、電子商取引の導入など魅力ある商業の転換や経営の近代化を図り、魅力あふれる商店・商店街づくりに取り組む必要があります。

表 3-8 分類別商業の状況

項目 年次 産業 分類	商店数				従業者数				年間商品販売額			
	H19	H24	H28	R3	H19 (人)	H24 (人)	H28 (人)	R3 (人)	H19 (万円)	H24 (万円)	H28 (万円)	R3 (万円)
卸売業	57	31	27	29	270	168	164	176	857,200	663,200	594,000	612,300
各種商品 小売業	1	-	3	1	3	-	13	5	×	-	13,700	-
織物・衣 類・身の回 り品小売 業	38	21	19	15	121	70	60	49	90,800	47,400	42,600	14,000
飲食物品 小売業	124	80	63	55	525	321	291	360	693,300	377,800	498,800	440,700

機械器具 小売業	-	23	19	17	-	62	49	40	-	54,800	47,400	22,100
自動車・自 転車小売 業	13	-	-	-	34	-	-	-	47,200	-	-	-
家具・建 具・じゅう 器小売業	24	-	-	-	42	-	-	-	22,900	-	-	-
その他の 小売業	118	990	86	65	435	300	291	258	×	521,500	430,900	×
無店舗小 売業	-	5	5	1	-	16	35	1	-	23,500	102,600	×
計	375	250	222	183	1,430	937	903	889	2,325,800	1,688,200	1,729,900	1,505,600

(資料:商業統計、経済センサス)

② 工業

本町の工業は、木材・水産加工業を中心として、自動車用ゴム部品、電気器具部品、額縁・縫製・発泡スチロール製品、建設関連等の産業で構成され、地域の雇用の場として地域経済を支える重要な役割を担っておりますが、その大半は零細で経営基盤も弱く、景気の変動に左右されやすい事業所であります。

令和3年の経済センサスによれば、事業所数26ヵ所・従業者数904人・製造出荷額177億3,868万円となっており、平成28年と比較すると、事業所数は44.7%、従業者数は9.1%減少していますが、製造出荷額は27.1%増加しています。

企業誘致については、地理的な条件の不利さがあり、長引く不況による回復の遅れなどから困難な状況が続いており、新たな企業の誘致は容易な状況にはありません。

平成26年3月には、紀勢自動車道が本町まで全線開通し、交通アクセスの改善等がされました。これに加え、近年のデジタルトランスフォーメーション(DX)の急速な進展や、新型コロナウイルス感染症を契機としたリモートワークの普及は、企業の立地戦略にも変化をもたらしています。このことから、物理的なアクセス改善だけでなく、高速大容量通信網などのデジタルインフラを整備・活用し、場所にとらわれない働き方が可能なIT関連企業やサテライトオフィスの誘致を積極的に推進することは、従来の立地条件の不利性を克服する新たな機会となり得ます。

引き続き、地域経済の活性化に大きな効果がある優良企業の誘致及び既存企業のDX推進を支援し、連携協力を続けことで、デジタル社会に対応した多様な就業機会の確保に努める必要があります。

表 3-9 工業の状況

項目 年次 産業 分類	事業所数				従業者数				製造品出荷額			
	H 19	H 24	H 28	R 3	H19 (人)	H24 (人)	H28 (人)	R3 (人)	H19 (万円)	H24 (万円)	H28 (万円)	R3 (万円)
食料品製 造業	28	17	23	7	323	142	209	50	388,030	136,273	421,056	356,635
飲料・た ばこ・飼 料製造業	1	-	1	-	5	-	5	-	×	-	×	-
繊維工業	2	2	2	2	16	32	36	37	×	×	×	×
衣服・そ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

の他の織 維製品製 造業												
木材・木 製品製造 業	8	5	4	2	61	28	23	10	59,415	35,861	4,793	×
家具・装 備品製造 業	3	3	2	1	89	99	13	68	99,090	1,001,007	-	×
パルプ・ 紙・紙加 工品製造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
印刷・同 関連業	-	-	1	-	-	-	6	-	×	-	-	-
化学工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石 油 製 品・石炭 製品製造 業	1	-	1	-	5	-	8	-	×	×	×	-
プラスチ ック製品 製造業	5	4	4	4	123	108	124	110	138,814	139,828	111,536	191,033
ゴム製品 製造業	1	2	2	3	302	384	514	557	×	×	×	820,514
な め し 革・同製 品・毛皮 製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
窯業・土 石製品製 造業	4	3	2	3	64	34	22	22	171,247	224,757	×	109,066
鉄鋼業	1	-	-	-	×	-	-	-	×	-	-	-
非鉄金属 製造業	-	1	-	-	-	4	-	-	-	×	-	-
金属製品 製造業	2	1	1	1	13	5	4	15	×	×	×	×
一般機械 器具製造 業	1	-	-	-	14	-	-	-	-	-	-	-
はん用機 械器具製 造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生産用機 械器具製 造業	-	1	1	-	-	5	4	-	-	×	×	-
業務用機 械器具製 造業	-	-	1	1	-	-	6	6	-	-	×	×
電 子 部 品・デバ イス・電 子回路製 造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気機械 器具製造	3	2	2	2	70	17	20	29	189,339	189,339	×	×

業												
情報通信 機械器具 製造業	1	-	-	-	47	47	-	-	×	-	-	-
電 子 部 品・デバ イス製造 業	2	-	-	-	116	-	-	-	×	-	-	-
輸送用機 械器具製 造業	1	-	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-
精密機械 器具製造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の 製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	63	41	47	26	1,301	858	994	904	1,606,644	1,094,983	1,395,255	1,773,868

(資料:工業統計、経済センサス)

カ 観光・リゾート

本町は、豊かな自然や「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産登録された熊野古道を始めとした貴重な歴史・文化的資源に恵まれており、平成 26 年 3 月に紀勢自動車道が全線開通し、中京圏、関西圏から本町へのアクセスが向上したことから、観光客の誘致や住民生活への利便性の向上が図られました。一方で幹線道路の国道 42 号の通行量が減少しており、またストロー現象への懸念があることから、その対策が課題のひとつとなっています。

これまで本町では、昭和 45 年策定の「熊野灘レクリエーション都市整備計画」により熊野灘臨海公園にオートキャンプ場、プール、海水浴場等の整備、昭和 63 年には、総合保養地域整備法に基づく「三重サンベルトゾーン」構想の重点地区として指定を受けた「大白地区」の自然環境を活用した整備、平成 5 年には「ホリスティック・リゾート整備構想」等によりダイビングリゾート道瀬、古里温泉、下河内散策路等の整備、平成 10 年には町営キャンプ場「キャンプ i n n 海山」などを整備してきました。

しかし、従来からの民宿・旅館の中心客層である釣り客や海水浴客などの宿泊者数は減少傾向にあります。一方、新型コロナウイルス感染症流行以降のアウトドアブームからキャンプ場は好評を得ているものの、こうした客層は、ほとんどが夏場に集中し冬場の交流人口は少ない状況にあることと、天候に左右されやすいことからその経営には、大きな不安定要素があります。また、新型コロナウイルス感染症の終息によりアウトドアブームにも陰りが見え始めています。

こうしたことから、平成 15 年度に町の自然環境を生かし、体験型観光の推進による地域経済の発展を目指す、「自然体験型観光ビジネス化事業」をスタートしました。

この一環として、廃校舎を活用した体験観光を推進するための拠点として、平成 17 年度に整備した体験型イベント交流施設「けいちゅう」を活用し、自然体験、海・山の産業体験、スポーツ交流などのメニュー化により、民宿・旅館、キャンプ場等への宿泊客の誘致に努める必要があります。東紀州の玄関口に位置する紀北町観光サービスセンターや紀勢自動車道地域振興施設「始神テラス」においても情報発信を強化し、冬場の交流人口を増加させる様々な施策を講じます。

観光客のニーズが、自然や文化志向の体験型観光へと大きく変化している現在、豊富な地域資源を活用した体験型交流を一層推進することにより、多様化する観光客のニーズに的確に応えていくと

ともに、観光関連施設の整備と豊富な地域資源を活用した体験型集客交流を推進することにより、魅力ある拠点づくりを進め、地域経済の活性化を図っていく必要があります。

さらに、体験型観光の内容の充実を図るため、観光客のニーズを的確に捉えながら、一般社団法人東紀州地域振興公社、一般社団法人紀北町観光協会、その他観光団体、各種団体と連携を密にしながら、ブラッシュアップが必要です。

表 3-10 紀北町観光レクリエーション入込客数の推移

(単位:人)

令和 2 年	1,029,381
令和 3 年	1,043,498
令和 4 年	1,224,064
令和 5 年	1,319,429
令和 6 年	1,347,716

(資料:商工観光課)

(2) その対策

ア 農業

① 農業の振興

- ・ 農業経営に意欲をもつ中核的農業者に対して、農地中間管理事業の活用による経営規模の拡大や農地集積を奨励します。また、三重県農業改良普及センターなどの関係機関と連携し、営農技術の指導や研修会への参加促進を図ることで、農業経営の改善と担い手の育成に努めます。
- ・ 農産物の生産履歴の表示の推進や消費者ニーズの把握などを通じて農業施策を展開していきます。
- ・ 農業後継者や新規就農者に対しては、先進的な農業技術の習得や経営感覚の習得を促すとともに、安定した経営が営めるよう各種支援精度の活用の指導に努めます。
- ・ 農地のもつ生産機能と公益性を十分に活用できるよう農業振興地域整備計画などに基づき、中山間地域総合整備事業や土地改良施設維持管理適正化事業等により優良農地の保全と農業生産基盤整備及び農村生活環境整備に努めるとともに、農地海岸の保全など海岸保全施設整備事業を推進し、長期的かつ計画的な土地利用を促進します。
- ・ 耕作放棄地については、その発生の抑制を図るとともに、既存の耕作放棄地については、利用意向調査を踏まえ、継続して農地として利用するもの、農地中間管理事業を活用するもの等に利用区分を行い、整備を図ります。
- ・ 豊かな食や素晴らしい文化等の資源を生かし、グリーンツーリズムや農業体験の普及・拡大を図り、交流人口を増加させ地域活性化につながる取り組みを支援していきます。
- ・ 畜産については、制度資金を活用して施設の更新や近代化を進めるとともに、飼育規模の適正化と家畜排せつ物の管理強化などにより環境汚染防止に努めるとともに、堆肥など資源としての有効利用を促進します。
- ・ 農地海岸など地域の豊かな自然環境や休耕地を有効活用し、自然体験や農業体験などを通し都市と農村の交流を促進します。また、イチゴ狩りやみかん狩りの観光農園への誘導や果樹のオーナー制度の推進とともに、休耕地への景観作物の作付けを推進し、美しい景観整備にも努めます。

② 後継者・担い手の育成

- ・今後の農業振興を考えていくうえで、後継者育成が急務に上げられます。就農希望者や研修生を受け入れることのできる環境づくりを進め、将来有望な後継者・担い手の育成支援等を展開していきます。
- ・定年退職者や新たに農業に関心をもつ中高年層に対しても、就農に関する情報提供などを行い、地域農業の担い手の確保と活性化を図ります。

③ 農産物の特産品開発

- ・地域の農産物を活用した特産品やプライベートブランド（PB）商品の開発、6次産業化の推進を支援します。
- ・農業産品を利用した特産品の開発支援とその育成を図り、高付加価値化と農業所得の向上を図ります。

④ 安全・安心への取り組み

- ・消費者ニーズが高まっている低農薬や無農薬による栽培と、化学肥料を減量した有機肥料の活用や「みえの安心食材」「GAP 認証制度」の普及促進を行い、安全で安心な農作物の生産を推進します。また、見える生産者としてトレーサビリティシステム（生産物の履歴を追跡できる仕組み）の導入を推進します。
- ・消費者に安全で安心できる農作物を周知し認知してもらうため、生産現場の体験や生産方法の説明など生産者と消費者の交流を促進するとともに、減農薬、減化学肥料作物の受注生産を推進します。
- ・地域の農産物を地域住民に直売するシステムの確立、学校給食の食材への導入、地元食品加工業者への材料供給など、地域で生産された農産物を地域で消費する地産地消や無駄な食べ残し、生ごみ等を出さない食育を推進します。

⑤ 農業基盤整備の強化

- ・農業者の高齢化・後継者不足などに対応するため、スマート農業技術を活用した高能率・省力化をめざす生産基盤整備を推進します。
- ・排水機場や揚水機場、頭首工、農道など農業用施設の維持管理を支援するとともに、老朽化施設の改修や更新に対し、県単排水施設整備事業や土地改良施設維持管理適正化滋養などを活用します。

⑥ 獣害対策の推進

- ・有害鳥獣による農作物への被害は、農業生産を阻害し農業所得を低下させるだけでなく、生産意欲の減退を招き、離農や耕作放棄地の増加につながるため、被害防止に有効な防護柵の設置等に対して助成を行います。
- ・三重県農業改良普及センターと連携した被害防止研修等の実施や農村見守り支援員によるパトロールの強化により、被害の抑制と営農の維持継続を進めます。

イ 林業

① 林道の整備

- ・基幹となる林道の整備をはじめ、その枝線となる作業路を効果的に配置・整備することが林業経営の効率化、生産性の向上、林業労働条件の改善等を推進するために必要となります。施業の効率化や林産物の搬出高性能林業機械を有効に活用するためにも、町管理林道の新設や維持管理及び民有

林道の維持補修への支援等について積極的に推進します。

- ・林道にかかる橋梁については、設置からかなりの年数が経過している設備が多く老朽化が進んでいます。安全性を確保するため、5年に1回点検を実施し適正に維持管理を行います。

② 森林の整備

- ・森林組合を中心として、町及び林業事業体、森林所有者が一体となり、再造林や除・間伐等の造林を積極的に実施し森林資源の充実と森林の循環利用を図ります。
- ・地域内で実施される森林整備事業に対する国、県等の補助金について、確実に充当されるよう森林組合等と協働して積極的に働きかけるとともに、森林所有者の自己負担に対しては、森林環境譲与税を活用して上乗せして支援することで、民有林の積極的な森林整備を促進します。
- ・ヒノキの密植・多間伐といった地域特有の造林方法に加え、植栽本数を減らした低コスト造林、足場材などへの若年林の活用、広葉樹林の整備及び獣害対策を推進します。
- ・航空レーザーやGPS機器を用いた測量、ICT技術の活用、高性能林業機械の導入、ドローンによる資材運搬など、造林作業の省力化と作業員の安全確保を目的としたスマート林業を推進します。
- ・森林環境譲与税を用いた森林経営管理事業を推進し、所有者や境界が明確化された民有林について、林業事業体や町による間伐事業を実施することで、山林を正常な状態に戻し荒廃山林の増加を抑制します。
- ・森林の公益的機能の維持強化を図るため、保安林の指定を促すとともに、災害の未然防止の観点から、保安林整備や治山事業の推進について県に働きかけます。
- ・都市部から地方への移住の増加により、農山漁村の生活への関心が高まっていることから、保健・休養や体験活動等に森林を活用するなど、日常的に森林や里山にふれあえる空間の整備を実施していきます。
- ・地域の小中学生に対して森林環境教育を継続して実施し、身近な自然の美しさや危険性、森林の持つ公益的機能等を学ぶとともに、自分が生まれ育った地域への興味や愛着を醸成します。
- ・町有林のFSC認証及び尾鷲ヒノキ林業の日本農業遺産認定を引き続き維持し、持続可能な森林の利用と保護及び地域独自の伝統的林業の継承を図ります。
- ・町有林の管理について、地域の森林経営のモデルとなるべく、森林経営計画を樹立し、持続的で適切な森林整備を行います。今後は、多くの貸与林地の返地や、官行造林、県行造林等の契約満了に伴う管理森林の増加が課題となっているため、柱材の産出を目指した従来の造林手法にとらわれず、低コスト造林や足場材の産出を図る若年林の活用など、多様な森林経営を推進していく必要があります。

③ 林業経営基盤の強化推進

- ・手入れが不十分な森林、所有者や境界が不明な森林が増加傾向にあるため、森林所有者や森林組合等と協働のもと、森林経営管理事業による森林境界の明確化を推進します。また、森林GISを活用し、森林整備履歴の管理、測量データの蓄積、所有者や森林情報の更新等、森林管理の効率化に努めます。
- ・森林組合を中心として造林技術の改良や導入、スマート林業の推進、小規模所有者などの集約化を進め、効率的な林業経営の確立を図ります。
- ・林業の持続的発展に向け、森林組合や林家の研修等に町有林を提供するとともに各種研修会等への

参加や資格取得等を支援することで、林業従事者の知識や技術力の向上等を促し、作業の安全性の確保、適切な森林整備、木材生産の活性化等に取り組むことができる人材の育成に努めます。

- ・林業の安全な作業環境を整備するため、安全装備品の購入を支援することで、安全意識の向上と労働災害の防止を図り、雇用の安定と担い手の確保に努めます。
- ・林業の担い手の確保に向け、地域おこし協力隊と連携して就業インターンをワンストップで受け入れる体制を整えることで、ハードルが高い一次産業への就業や転職を支援し、人材の確保に努めます。
- ・紀北町木材利用方針に基づき、公共建築物及び付随する外構や備品類、公共工事資材等の木材利用を促進します。また、尾鷲ヒノキ材の活用推進を図るため、民間の建築物や住宅等への地元で生産、加工された木材の利用拡大に努めます。
- ・生産コストの縮減と流通単位の大規模化、安定化を図るため、森林組合、木材協同組合、木材関連事業者及び隣接市町等と連携をとり、尾鷲ヒノキブランドとして木材の販路拡大や安定供給体制の確保と利用促進に努めます。

ウ 水産業

① 水産業の振興

- ・持続可能な漁業への取り組みを行います。
- ・AI、IoT、ドローンといった先端技術を駆使し、漁業の効率化と省力化を目指す取り組みを支援します。
- ・漁業協同組合への外国人漁業研修生の受け入れを支援します。
- ・関係機関との連携により、産地魚価の安定と消費拡大を進めます。
- ・高需要のカツオの活餌イワシの供給体制の整備を図ります。
- ・浮き漁礁などの造成による回遊魚の生産安定を図ります。
- ・漁獲物の付加価値の向上策と、直売等流通ルートの見直しを行います。
- ・稚魚などの種苗の放流や禁漁区の設定により資源の回復管理を図り、漁獲量の増加をめざします。
- ・海の汚染防止に努めます。
- ・定着性魚類漁場の造成整備を図ります。
- ・人工魚礁の造成及び藻場造成事業を推進します。
- ・水産多面的機能発揮対策事業の活動を推進します。
- ・漁場管理体制の樹立と、協業グループの推進を図ります。
- ・漁業の近代化と経営の合理化、安定化を図るための機械の整備を図ります。
- ・組織への技術指導者の配置を推進します。
- ・魚貝類及びのり養殖の振興を図ります。
- ・新魚種養殖の取り組みを支援します。
- ・未利用魚活用の取り組みを支援します。
- ・限られた漁場での過密養殖による赤潮や魚病の発生を防ぐため、養殖漁場の水質及び底質調査を行い、堆積汚泥の除去など漁場の改良復旧を検討します。
- ・養殖量の適正化により、歩留まりや成長率の低下を防ぎ、低迷する鯛などの魚価の安定と消費の拡

大を図ります。

- ・省力機器整備、情報機器整備、衛生的共同加工場の整備を図ります。
- ・水産資源の維持、増大への取り組みを行います。
- ・密漁対策への取り組みを支援します。
- ・J ブルークレジットの発行に関する取り組みに努めます。

② 水産加工業の振興

- ・荷捌施設、輸送施設など地域の中核的流通加工施設の活用を推進します。
- ・漁業者と仲買人が一体となった流通機構の改善と販路の拡大を図ります。
- ・鮮魚のブランド化、加工品の高付加価値化など流通加工体制の強化を図ります。

③ 後継者育成・組織の強化

- ・漁業者の中核となるべき人材の育成に努めます。
- ・水産スクールなどを通じ、地域の漁業を学習する機会を設け、後継者の確保育成に努めます。
- ・三重外湾漁業協同組合の経営基盤の強化、組合組織の充実を支援します。

④ 漁港の整備

- ・衛生的で新鮮な水産物を届ける産地市場を目指す取り組みを推進します。
- ・員外船の入港を積極的に進め、関連施設の充実に努めます。
- ・都市住民との交流を促進するための施設整備を行います。
- ・バリアフリー対応型漁港の整備を推進します。
- ・国土保全と生命財産の安定確保のため、適切な漁港海岸の整備を図ります。
- ・遊漁者を受け入れるシステムづくりを図ります。
- ・漁船やプレジャーボート等の放置発生の抑止に努めます。

エ 起業の促進

- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に活用し、自然や文化などの地域資源を生かした高付加価値な仕事づくりや創業を支援し、若者が定着できる雇用の場を創出するため、地域課題を解決するコミュニティビジネスやソーシャルビジネスの振興を促進します。
- ・デジタル関連産業をはじめとする先端技術産業や、サテライトオフィス・コワーキングスペースの誘致を推進します。また、これらを含めた試験研究施設の誘致や DX 人材育成拠点の設置にも努めます。

オ 商工業

① 商業の振興

- ・みえ熊野古道商工会と連携し、消費者ニーズに対応できる商品の開拓、経営管理など経営技術の向上に努めます。
- ・若者の定住化を図るために魅力ある職場環境の整備や、若者が地元で働ける雇用の場を確保し、新しい発想と感性を備えた新規事業者の育成を図ります。
- ・地域の特性を活かした商品の開発・販売を促進するとともに、地域内外へのPRを強化し、紀北町

ブランドを確立・開発と販路の拡大を図ります。

- ・情報ネットワークを活用し、販路拡大に努めます。
- ・道路網の整備に伴う商業圏の拡大、消費需要の多様化並びに高級化ニーズに対応した近代的経営感覚を身につけるため、人材の育成とサービスの改善など商工会が行う小規模経営改善普及事業に協力し、地域の特性を生かした魅力ある商店街づくりを促進します。
- ・時代に即応できる商品知識、販売技術の習得、接遇の研修、経営の合理化、流通機構の情報収集、電子商取引の拡大など商店の近代化による消費者ニーズに応じた商品づくり経営診断、事業主及び従業員の研修、金融対策など経営改善に対応する指導強化を商工会とともに推進します。
- ・年末きいながしま港市などの物販関連事業については、地域の活性化のため支援を図ります。
- ・紀勢自動車道地域振興施設「始神テラス」を町内業者のアンテナショップとして活用することにより、地域の特性を活かした商品の販売促進や地域内外への情報発信を推進します。
- ・交通アクセスの整備が進み、町外への購買や大規模店での消費が増えることから町内小売業者への振興対策を図ります。
- ・紀北町創業支援計画に基づく起業・創業の支援を行います。
- ・先端設備等導入計画に基づく認定を受けた事業者への支援を行います。

② 工業の振興

- ・生産企業のみならず、研究・開発系の企業も含めた企業誘致を促進します。
- ・既存企業の新技術導入、研究開発、従業員の育成・確保に努め、経営の安定化を支援します。
- ・地場産業に関連する水産加工業など既存の工業の振興を図るため、諸施策について調査・検討を行うとともに、研修会などを開催し人材の育成と技術指導を図ります。また、水産加工場からの廃水処理については、水質汚濁の防止のための適切な指導に努めるとともに関係機関との連携を強化します。
- ・低価格、大量生産の海外製造製品に対抗するため、地域資源を活用した多品種少量生産体制など高付加価値化の対策を進めます。
- ・若者が地元で働ける雇用の場を確保するため、企業誘致及び地場産業とリンクさせた産業の掘り起こし育成を図ります。
- ・「外国人研修生・実習生共同受入事業」について引き続き支援を行います。
- ・紀北町創業支援計画に基づく起業・創業の支援を行います。
- ・先端設備等導入計画に基づく認定を受けた事業者への支援を行います。

カ 観光・リゾート

① 集客交流産業の推進

- ・多様化する観光客のニーズに対応し、豊かな地域資源の活用を図る体験型集客交流を強力に進めることにより、広く観光関連産業を発展させ、魅力ある集客交流圏の形成を図ります。
- ・世界遺産登録 20 周年を迎えた「熊野古道」については、関係団体や関連産業などの組織化による連携の強化を図るとともに、活動拠点となる施設や古道客の受け入れ態勢の整備などにより集客交流活動の活発化を促進します。
- ・熊野古道をはじめとした地域資源の保全・整備に努めるとともに、既存の観光施設の整備拡充を図

ります。

- ・海、山、川の豊かな地域資源を活用した自然体験や地場産品の加工体験など、当地域ならではの様々な体験のメニュー化を図り、四季を通じて楽しめる体験型集客交流の推進を図ります。
 - ・観光情報発信システムを活用し、厳選された観光情報を随時発信し、本町訪問のきっかけづくりを推進します。
 - ・紀北町観光振興プランを策定し、町づくりのための観光の実践と観光関連事業者との連携とプロジェクトの推進を図ります。
 - ・地域をイメージづける特産品・土産品や海の幸・山の幸を素材にしたオリジナル料理などの開発を支援するとともに、販売ラベル等の統一化・特徴化を図ります。
 - ・観光関連事業者の知識と意識の高揚を図るため研修会・講演会を開催します。
 - ・観光関連産業活性化のための核となる紀北町観光サービスセンターについては、一層の活用を図るとともに、一般社団法人紀北町観光協会の活動等に対して支援を行っていきます。
 - ・紀勢自動車道地域振興施設「始神テラス」に、観光案内人を設置し情報発信を行うことで、世界遺産熊野古道、海・山・川などの町内の観光名所への誘導や宿泊施設の紹介をすることで町内での消費拡大に取り組みます。東紀州の玄関口である道の駅「紀伊長島マンボウ」及びその周辺地域については、情報受発信の拠点づくりを進めるとともに、今後一層の集客を図るため施設の整備・充実を推進します。また、道の駅「海山」では、馬越峠をはじめとする熊野古道や銚子川、便石山、おちよぼ岩、清五郎滝などの魅力あるスポットの情報発信に努めます。
 - ・本地域の活性化と均衡ある発展を図るため、本町の特性を最大限に活用し、地域に密着した通年型の魅力ある施設の展開を図り、また人々の保養と健康増進に対するニーズに応えたホリスティック・リゾートの整備に取り組みます。
 - ・きいながしま古里温泉については、周辺の活用や施設の整備充実を進めるとともに、地域資源との連携を図り利用客の一層の増加に努めます。
 - ・森林浴を体験できる下河内散策路の利用を推進するとともに、この地域の里山を守る取り組みを進め、地域のもつ豊かな自然環境を生かしたふれあいの場の提供などにより、都市と農村の交流を図ります。
 - ・「道の駅」、「便石山」、「種まき権兵衛の里」、「魚飛溪」など、町が有する施設や資源を上手くリンクし、観光客が一日中楽しめるように銚子川流域の整備を進めます。
 - ・オートキャンプ場「キャンプ i n n 海山」や体験型イベント交流施設「けいちゅう」の利用促進に繋がる企画や施設整備を推進します。
 - ・高速道路延伸による国道 42 号沿線の空洞化対策として、観光マップの作成や情報発信拠点である道の駅の施設整備を進めます。
 - ・一般社団法人東紀州地域振興公社と協力し、三重県と東紀州 5 市町が連携した広域的な情報発信等による観光振興、事業者の支援等による産業振興等に取り組みます。
 - ・外国人観光客に対応するため、インバウンド対策に取り組みます。
 - ・観光客の町内観光拠点等への 2 次交通の確保を図ります。
- ① 冬場の観光資源開発
- ・観光客の誘致を図るため温浴施設の整備・改修を図ります。

- ・定置網漁による「ブリ」、刺し網漁による「伊勢エビ」、「渡利カキ」など、冬場の魚介類を活用した食をPRし、観光客誘致を推進します。

② イベントの開催

- ・観光コーディネーターや観光インストラクター等の起用により、自然体験型観光イベントや体験研修をさらに推進していきます。
- ・農林水産業などの事業者や各種団体と積極的に連携し、収益向上に繋がる産業体験イベントを実施します。
- ・きほく燈籠祭をはじめとする各種イベントや伝統芸能等を支援するとともに、熊野古道をテーマにした広域連携を進め、さらなる集客力の向上に努めます。
- ・観光入込客の増加を図るため、行政機関、観光事業関係団体等との相互連携のもと積極的な観光PR活動に努めるとともに、観光客のニーズに合わせた町内の各観光施設のルート化や「体験観光」「学習観光」「楽しい観光」といった視点に基づく観光のあり方について検討を進めます。また、関係機関や隣接市町とも連携して広域的観光ルートの確立、観光情報の発信に努めます。

③ 熊野灘レクリエーション都市の充実

- ・施設の適切な維持管理に努め、管理運営については関係機関とより綿密に連携しながら的確に運用されるよう努めるとともに、隣接する用地については、乱開発を防止するよう努めます。
- ・都市部からの観光客の増加、それに伴う地域経済の活性化を促進するため、県との連携を図ります。
- ・都市圏及び伊勢志摩地域からのアプローチを容易にするため、紀勢自動車道、国道42号、国道260号、国道422号の広域道路交通体系の整備促進を関係機関に働き掛けるとともに、当該国道から熊野灘レクリエーション都市地域へのアクセス網の整備を促進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	出垣内排水機場改修事業	紀北町	
		非常用小型発電機更新		
		山本排水機場改修事業	紀北町	
		施設修繕		
		中里排水機場改修事業	紀北町	
		施設修繕		
		上里排水機場改修事業	紀北町	
		施設修繕		
		船津川排水機場改修事業	紀北町	
		施設修繕		
		相賀排水機場改修事業	紀北町	
		施設修繕		
		排水機場中央監視操作盤整備事業	紀北町	

		施設整備		
		古里自然休養村改修事業	紀北町	
		施設修繕		
		農村婦人の家改修事業	紀北町	
		施設修繕		
		比幾海岸バースハウス及び屋外施設改修事業	紀北町	
		施設修繕		
		黒浜海岸バースハウス及び屋外施設改修事業	紀北町	
		施設修繕		
		和具の浜海岸バースハウス及び屋外施設改修事業	紀北町	
		施設修繕		
		県営中山間地域総合整備事業（紀北２期）	三重県	
		事業費負担（15%）		
		県営中山間地域総合整備事業（紀北３期）	三重県	
		事業費負担（13%）		
		河内地区排水路修繕事業	紀北町	
		排水路修繕 L=130m		
		県営ため池整備事業	三重県	
		事業費負担（10%）		
	林業	町有林造成事業	紀北町	
		町有林の再造林、防護柵設置、下刈り、枝打ち、 除間伐、皆伐等		
		民有林造林事業	森林所有者	
		森林整備に係る自己負担分に対して費用の一部 を補助することで、民有林の森林整備を促進す る		
		治山施設修繕事業	紀北町	
		治山施設の修繕や維持管理にかかる費用		
	水産業	増殖礁設置事業	紀北町	
		増殖礁の設置		
		築いそ事業	紀北町	
		築いその設置		
	(2) 漁港施設	矢口漁港海岸保全施設整備事業	紀北町	
		堤防 L=870m、樋門 2 基、陸閘 6 基		
		海野浦漁港樋門整備事業	紀北町	
		矢板打設、樋門設置		
		島勝漁港海岸保全施設整備事業	紀北町	
		樋門 2 基、陸閘 13 基		

		白浦漁港海岸保全施設整備事業	紀北町	
		樋門 2 基、陸閘 9 基		
		海野浦漁港機能保全事業	紀北町	
		物揚場の修繕		
		三浦漁港機能保全事業	紀北町	
		防波堤修繕、護岸修繕		
		矢口漁港機能保全事業	紀北町	
		白越護岸修繕、東物揚場修繕		
		白浦漁港機能保全事業	紀北町	
		物揚場修繕		
		島勝漁港機能保全事業	紀北町	
		島勝第 1 岸壁修繕		
		漁業施設保全・近代化事業	紀北町	
		施設の保全・近代化のための漁協への補助		
	(3)経営近代化			
	施設			
	水産業	前浜地区水産関係施設整備事業	紀北町	
		販売施設、駐車場他		
	(7)商業	ふれあい広場マンドロ施設改修事業		
	共同利用施設	施設改修	紀北町	
		道の駅紀伊長島マンボウ施設改修事業		
		施設改修	紀北町	
		道の駅海山施設改修事業		
		施設改修	紀北町	
		地域振興施設（始神テラス）改修事業		
		施設改修	紀北町	
	(9)観光又はレ	銚子川流域整備事業		
	クリエーション	トレッキングコース等の整備・改修の他、必要な	紀北町	
		環境整備		
		古里温泉施設改修事業		
		施設改修等	紀北町	
		熊野古道関連施設整備事業		
		道標整備等	紀北町	
		キャンプ inn 海山施設改修事業		
		施設改修等	紀北町	
		下河内里山整備事業		
		交流施設整備、園路整備等	紀北町	

		けいちゅう施設改修事業		
		施設改修等	紀北町	
		観光情報発信施設整備事業		
		施設整備等	紀北町	
		R42 沿道の誘客促進事業		
		マップ作成、施設改修	紀北町	
		住宅リフォーム支援事業		
	(11)その他	リフォームへの補助による、住環境の改善と産業の活性化	民間等	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び進行すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
紀北町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

紀北町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの維持管理方針等と整合性を図りながら事業を実施していきます。

施設群	基本方針
産業系施設	修繕等を計画的に行い、長寿命化を図ります。 一部の施設については協議を行い、移譲を目指します。
排水機場施設	修繕等を計画的に行い、長寿命化を図ります。
レクリエーション施設・観光施設	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
その他	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

当町では、急速な人口減少、少子高齢化が進んでいることにより、安全安心で暮らしやすい快適な生活環境が脅かされ、健康・福祉・医療への不安、地域経済の低迷や一次産業従事者の減少、地域の将来を担う人材の不足、地域がつながり共に助け合う共助の機能が低下するなど、多くの課題が山積していることから、日常生活の支援や利便性の向上等について ICT を活用した様々な創意工夫による活性化が必要とされています。

ICT の普及により、いつでも、誰でも、どこでもインターネットに接続できるようになり、住民生

活の利便性が大きく向上するなかで、当町の行政サービスでは、コンビニエンスストアやバーコード決済機能などを利用した町税、国民健康保険料、水道料金の納付や住民票や印鑑証明書等のオンライン交付、公共施設の予約や児童手当認定申請のオンライン化等が順次導入されています。今後、少子高齢化や人口減少が進むにつれ、行政職員数が減少するなど人的リソースの確保が困難になることが予想されることから、

手続きのオンライン化や簡素化、またあらゆる感染症対策として対面によらない手続きを実施するなど、デジタル・ガバメントを推進し、充実した住民サービスの確保、効率的かつ安定的な行政運営が求められています。しかしながら、高齢化率が高い本町では、オンラインによるサービスを利用できない方が多くいることから、情報格差が生じないように留意することが必要となります。

また、情報発信では、ホームページや広報紙、SNS、CATV による行政放送等を活用し、迅速かつ正確な情報発信に努めています。町内には CATV 網及び光回線網が整備されており、高速インターネット接続が可能です。しかしながら、地域によっては AM、FM ラジオ放送の難視聴エリアが存在し、また、一部の携帯電話会社でサービスエリア外となっている箇所がある等、緊急時に情報の入手、伝達が困難となり得るエリアが残存しています。

災害時等の情報伝達については、昨今の急激な気象状況の変化などにより、迅速な対応が求められている中で、気象警報や災害対策などに関する情報や行政情報を、より早く、確実に住民に情報を伝達することが重要であるため、防災行政無線施設のデジタル化整備を実施し、情報発信の多様化への取り組みを進めています。デジタル化に伴い、各地区の屋外子局を更新整備し、各家庭にもデジタル対応の戸別受信機の設置及び防災アプリにより正確かつ迅速な情報の伝達に努めています。

(2) その対策

ア 社会全体の DX の推進

- ・社会全体で DX を推進していくためには、一定の知見を有する専門人材が必要であることから、高等教育機関や関係団体等と連携しながら DX 人材の育成・確保に取り組めます。
- ・高等教育機関、民間事業者等と連携し、ビッグデータの活用や新たなサービスの実証実験や導入を検討、支援します。
- ・従来の窓口での手続き、紙面での手続き等を見直し、時間や場所に制約されずにいつでも手続きができるオンラインシステム等を導入します。
- ・行政事務に ICT を積極的に導入して、業務の見直しと効率化を図ることで、職員は企画立案や住民サービス等職員でしかできない業務に注力し、少ない人材を最大限に生かして行政サービスの質や水準を維持・向上していくことを目指します。
- ・過疎地域に不足する医療や交通等の課題を解決するため、ICT を活用した診療支援の仕組みや MaaS 等の新技術を活用した新たな移動サービスの導入について検討します。
- ・GIGA スクール構想の実現により、子供たちの情報活用能力を高め、Society5.0 時代の社会を生き抜く力を育むとともに、情報を適切、安全に利用するための ICT 教育を実施するなど、過疎地域の特性に応じ、充実した教育を推進します。
- ・情報発信について、町ホームページや広報紙、SNS、CATV 等により、正確かつ迅速に伝達するように努めます。

- ・町民がパソコン、スマートフォン等、ICT や新しい技術を利用した製品やサービスに対応できるよう、研修会等の事業実施を検討します。
- ・マイナンバーカードの取得により、各種証明書のコンビニ交付だけにとどまらず、マイキープラットフォームを活用することで行政手続きのオンライン申請をはじめ利用者目線の便利なサービスを提供する仕組みの構築を検討します。
- ・時間的制約、物理的制約を超えて、幅広い年代の住民の学びの場の確保するため、オンラインを活用した多様な講座等の開催を検討します。

イ デジタル社会のインフラの整備

- ・5G は、医療、教育、農業等の様々な分野における活用が見込まれていることから、5G の利便性を享受できる環境の整備を検討します。
- ・テレビ・ラジオ放送中継施設、携帯電話の基地局など、情報通信格差の是正について、基地局整備等必要な方策を実施できるように関係機関に働きかけていきます。
- ・情報通信システムの一層の整備充実を図るとともに、町ホームページや広報紙、SNS、CATV 等を連携した行政情報提供システムの充実に努めます。
- ・庁舎内のネットワーク及びシステム等の整備充実と適正な保守・管理を図ります。
- ・各行政分野に分散したデータを、一つの地理情報システムに統合しデータを蓄積、充実させることで住民サービスの向上を図ります。
- ・防災行政無線施設等の情報発信機器等の整備充実を図ります。
- ・防災アプリは、スマートフォンで災害情報や安否情報を入手する媒体として有効であることから、さらに登録数を増加し有効な利活用に取り組んでいきます。
- ・公共施設や避難施設等への Wi-Fi 整備を促進し、情報通信環境を整え、避難時の迅速かつ正確な情報の入手に努めます。
- ・町内の公共交通を利便性の高い交通ネットワークとして確立するため、おでかけ応援サービス「えがお」の配車管理システム等の導入をはじめ、MaaS やキャッシュレス決済の導入等、将来を見据えた移動手段の確保に向けた方策の実現を目指していきます。
- ・デジタル技術を活用し、町内の店舗における顧客管理、ポイント付与、デジタル通貨の利用を促進するシステムを整備していきます。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3 地域における情報化				

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

紀北町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの維持管理方針等と整合性を図りながら事業を実施していきます。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 交通施設の整備

本町の道路網は、紀勢自動車道、国道 42 号、国道 260 号、国道 422 号の基幹道路のほか、県道 10 路線、町道 1,014 路線がそれぞれの機能をもち、住民生活を支える基盤となっています。

本町まで延伸された紀勢自動車道をはじめ、熊野尾鷲道路、熊野道路、紀宝熊野道路、新宮紀宝道路等については、観光資源を活用した都市部との交流人口の増加、特産品開発を含めた地場産業の振興などが期待されているとともに、災害時の緊急物資輸送など「命の道」としての活用も期待されています。

国道 42 号については、紀勢自動車道整備による交通量の減少が見られ、今後は歩道など交通安全施設等の整備促進を図るとともに、近年、大雨等による通行止めが頻繁に発生することから、災害に強い道路の整備を強く働きかけていく必要があります。

また、産業活動の活性化、文化交流、観光、レクリエーション等を促進するアクセス道路のほか、緊急輸送道路などの極めて重要な道路として、国道 260 号、国道 422 号、国道 425 号及び国道 42 号の全線整備を促進していくことが必要です。

県道については、町の中心部と海岸部や山間部、隣接市町とを結んでいるものの、幅員は狭く急なカーブが連続し、交通に支障をきたしている箇所があり、早期に改良する必要があります。

町道については、1,014 路線を有し、住民の生活道路として重要であり、行き届いた維持管理に努めるとともに、住民意識や生活様式の多様化から、交通安全施設の整備を最優先に、安全性、美観性のある街路整備を図る必要があります。

農道及び林道については、耕地の効率化、森林の生産力の向上、労働力の省力化等農林業の近代的経営を図るうえで極めて重要であり、路網整備を促進するとともに、適正な維持管理に努めます。

イ 交通手段の確保

本町の公共交通は、鉄道 1 路線とバス路線 3 路線があり、町民の日常生活を支える重要な生活基盤であり、通院・通学等の利用のほか、本町を訪れる観光客の交通手段として重要な役割を果たしています。しかし、自家用車の急速な普及や人口減少等の影響により公共交通の利用者の減少が進んでいます。住民の意識調査においても、公共交通の便利さの満足度は低い評価となっており、利便性の向上は大きな課題です。

鉄道については、特急列車が上り下りそれぞれ 1 日 4 本運転されており名古屋市・紀北町間を約 2 時間で結んでいますが、運転本数の増加や利用しやすいダイヤ改正等、利便性を確保するための要望を続けていきます。

路線バスの利用者は年々減少を続け、公的補助を続けていますが将来的には存続が危ぶまれる状況にあります。しかし、住民、特に高齢者や子どもなどにとってはなくてはならない貴重な移動手段です。

鉄道やバス路線を利用することができない交通不便地域や空白地域に対し、本町では廃止代替バス河合線及びコミュニティバスいこかバスを運行して、移動手段の確保に努めています。さらに、平

成 28 年 12 月に町内唯一のタクシー事業者が廃業したことから、きめ細かな移動手段を確保するため、令和 2 年 2 月より自家用有償運送によるおでかけ応援サービス「えがお」の運行を開始し、公共交通空白地域は解消されました。

公共交通機関は、人口の減少に伴って利用者が大幅に減少しており、事業者の経営に大きな影響を与えています。今後は、バス路線の利便性向上による利用者数の増加を目指した路線改編や DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用した MaaS など新たな技術を活用した移動サービスの導入を検討するとともに、多様な主体の公共交通をひとつのネットワークとして、交通空白地域の解消の維持、利便性の向上等に取り組み、利用を促進していくことが必要です。

(2) その対策

ア 交通施設の整備

① 高規格幹線道路の整備

- ・高規格幹線道路の紀勢自動車道、熊野尾鷲道路、熊野道路、紀宝熊野道路、新宮紀宝道路等については、紀伊半島の産業、文化等の振興、防災対策の基幹となる極めて重要な高速道路であり、未開通区間の早期完成や車線増設を含めた機能増強等の整備を促進します。

② 国道の整備

- ・国道の整備については、国道 42 号の安全と円滑化を図るため、付加車線・登坂車線・右折レーン・歩道・防護柵などの整備を促進します。また、国道 422 号の整備促進を図り、早期開通をめざすとともに、国道 260 号の全線整備を促進します。

③ 県道の整備

- ・県道の 10 路線の整備については、道路改良・法面防災・路肩改修工事などの整備を促進します。

④ 町道の整備

- ・町道の整備については、生活環境上から必要な路線について新設、改良を推進することにより、地域住民の利便性を図るとともに、町道の適切な点検や橋りょうの耐震化など道路施設の長寿命化を行い、費用対効果の高い維持管理に努めます。また、地域間交流の円滑化や通学等の安全確保のため歩道の改良を進めバリアフリー化を図ります。

⑤ 農道・林道の整備

- ・農道については、農業者や地域住民の重要な生活・生産基盤であることを踏まえ、適正な維持管理のもとで、利用者の利便性と安全性の確保に努めます。また、老朽化が進む箇所や損傷のある路面については、計画的な維持補修を実施するとともに、必要に応じて未舗装区間の舗装化を行い、通行環境の向上と農作業の効率化を図ります。
- ・林道については、林業経営の更なる機械化や効率化などを推進し、森林の循環利用により森林所有者に還元していくために、今後も作業路を含めた路網整備を促進するとともに、適正な維持管理に努めます。
- ・農道、林道、町道等が連携した町内道路のネットワーク化を図り、機能的な道路網の構築を図ります。

イ 交通手段の確保

- ・地域公共交通活性化再生法の改正に基づき、策定済みの地域公共交通計画に従い、多様な輸送資源を最大限に活用し、持続的に公共交通の維持、活性化を図る施策を推進します。
- ・様々な主体の公共交通（鉄道、路線バス、おでかけ応援サービス「えがお」等）をひとつのネットワークとして再構築し、交通空白地域の解消状態を維持し利便性の向上を図り、利用者のニーズに合った持続可能な輸送サービスの提供を目指します。
- ・特急列車、普通列車の増発やダイヤ改正など JR 紀勢本線、伊勢鉄道の充実のため、三重県鉄道網整備促進期成同盟会の活動や、南紀・東紀州交通対策委員会の活動を軸に関係機関に働きかけを行っていくとともに、熊野古道や観光資源と連携した利用促進を図ります。
- ・バス路線については、既存路線の利便性向上による利用者数の増加を目指した路線改編を速やかに実施し、利便性の向上と安定的な路線の維持を目指します。また、乗り方教室の開催やモビリティ・マネジメント（MM）の実施等により利用を促進します。
- ・町が運行する廃止代替バス河合線、コミュニティバスいこかバス、おでかけ応援サービス「えがお」について、利便性が高く効率的な運行となるよう再編・見直しを検討・実施します。特に「えがお」については、既存交通ネットワークの端末輸送としての機能充実を図ります。
- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するため、MaaS 等の新技術を活用した新たな移動サービスの導入について検討します。
- ・自家用車の代替手段となるきめ細かな公共交通を実現することにより、高齢者の運転免許証の返納を支援するため、いこかバスの運賃割引や「えがお」の回数券配布など具体的な支援策を継続・周知します。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道道路	町道馬瀬 5 号線道路整備事業 L=140m W=2.5m	紀北町	
		町道馬瀬奥線道路整備事業 L=500m W=5.0m	紀北町	
		町道鯨 1 号線道路整備事業 L=165m W=5.0m	紀北町	
		町道中里 14 号線道路整備事業 L=50m W=4.5m	紀北町	
		町道船津 1・4 号線道路整備事業 L=250m W=3.0m	紀北町	
		町道船津 2 号線道路整備事業 L=300m W=4.0m	紀北町	
		町道前柱線道路整備事業 L=1200m W=8.0m	紀北町	

	町道瀬頭線道路整備事業 L=310m W=5.5m	紀北町	
	町道相賀小浦線道路整備事業 L=135m W=5.0m	紀北町	
	町道相賀桧町 8 号線道路整備事業 L=200m W=6.0m	紀北町	
	町道相賀桧町 9 号線道路整備事業 L=180m W=6.0m	紀北町	
	町道相賀桧町 10 号線道路整備事業 L=160m W=6.5m	紀北町	
	町道相賀桧町 11 号線道路整備事業 L=75m W=4.5m	紀北町	
	町道相賀桧町 12 号線道路整備事業 L=150m W=4.5m	紀北町	
	町道相賀桧町 13 号線道路整備事業 L=80m W=5.5m	紀北町	
	町道本地 5 号線道路整備事業 L=270m W=5.5m	紀北町	
	町道汐見線道路整備事業 L=85m W=5.0m	紀北町	
	町道汐見町 1 号線道路整備事業 L=120m W=6.5m	紀北町	
	町道汐見町 2 号線道路整備事業 L=360m W=6.5m	紀北町	
	町道汐見町 3 号線道路整備事業 L=125m W=6.5m	紀北町	
	町道汐見町 4 号線道路整備事業 L=125m W=6.5m	紀北町	
	町道汐見町 9 号線道路整備事業 L=70m W=5.0m	紀北町	
	町道小山山側線道路整備事業 L=285m W=3.0m	紀北町	
	町道小山浜 4 号線道路整備事業 L=210m W=3.5m	紀北町	
	町道沖見 1 号線道路整備事業 L=350m W=6.0m	紀北町	
	町道沖見 2 号線道路整備事業 L=160m W=5.0m	紀北町	

	町道沖見 3 号線道路整備事業 L=180m W=5.0m	紀北町	
	町道沖見 4 号線道路整備事業 L=180m W=5.0m	紀北町	
	町道便ノ山 1 号線道路整備事業 L=230m W=4.2m	紀北町	
	町道便ノ山 2 号線道路整備事業 L=50m W=4.8m	紀北町	
	町道渡利 5 号線道路整備事業 L=130m W=2.3m	紀北町	
	町道引本津呂町 8 号線道路整備事業 L=60m W=2.5m	紀北町	
	町道引本津呂町 10 号線道路整備事業 L=90m W=3.0m	紀北町	
	町道引本津呂町 11 号線道路整備事業 L=40m W=2.6m	紀北町	
	町道引本中町 2 号線道路整備事業 L=190m W=5.5m	紀北町	
	町道引本北町 4 号線道路整備事業 L=60m W=3.6m	紀北町	
	町道引本北町 5 号線道路整備事業 L=50m W=2.8m	紀北町	
	町道引本赤石 10 号線道路整備事業 L=180m W=3.5m	紀北町	
	町道長浜 11 号線道路整備事業 L=70m W=3.0m	紀北町	
	町道生熊 2 号線道路整備事業 L=40m W=3.0m	紀北町	
	町道生熊 4 号線道路整備事業 L=140m W=3.0m	紀北町	
	町道矢口里 4 号線道路整備事業 L=260m W=3.6m	紀北町	
	町道白浦 11 号線道路整備事業 L=50m W=3.2m	紀北町	
	町道島勝線道路整備事業 L=560m W=4.0m	紀北町	
	町道島勝世古 1 号線道路整備事業 L=60m W=5.0m	紀北町	

	町道片町汐ノ津呂線道路舗装事業 L=400m W=5.0m	紀北町	
	町道小山山側線道路舗装事業 L=45m W=5.0m	紀北町	
	町道小山里ノ内1号線道路舗装事業 L=65m W=2.5m	紀北町	
	町道小山下ノ川2号線道路舗装事業 L=50m W=5.0m	紀北町	
	町道渡利引本線道路舗装事業 L=820m W=5.1m	紀北町	
	町道矢口大根1号線道路舗装事業 L=700m W=3.0m	紀北町	
	町道島勝大里5号線道路舗装事業 L=100m W=8.0m	紀北町	
	町道島勝谷地1号線道路舗装事業 L=110m W=2.5m	紀北町	
	町道鹿焼2号線道路整備事業 L=80m W=4.5m	紀北町	
	町道鹿焼6号線道路整備事業 L=70m W=4.5m	紀北町	
	町道浜端5号線道路整備事業 L=115m W=3.4m	紀北町	
	町道三野瀬駅前2号線道路整備事業 L=100m W=2.5m	紀北町	
	町道道瀬1号線道路整備事業 L=65m W=3.2m	紀北町	
	町道小池1号線道路整備事業 L=145m W=5.5m	紀北町	
	町道小池2号線道路整備事業 L=125m W=5.0m	紀北町	
	町道小池6号線道路整備事業 L=215m W=5.0m	紀北町	
	町道長島下地線道路整備事業 L=660m W=6.0m	紀北町	
	町道長島下地線支線道路整備事業 L=100m W=7.5m	紀北町	
	町道出垣内2号線道路整備事業 L=195m W=2.5m	紀北町	

	岩の壺地区道路新設事業 L=120m W=4.0m	紀北町	
	町道地蔵町西町線道路整備事業 L=85m W=4.2m	紀北町	
	町道笠子線道路整備事業 L=450m W=3.0m	紀北町	
	町道小名倉線道路整備事業 L=600m W=4.0m	紀北町	
	町道呼崎海岸2号線道路整備事業 L=110m W=5.5m	紀北町	
	町道呼崎1号線道路整備事業 L=120m W=1.2m	紀北町	
	町道呼崎4号線道路整備事業 L=100m W=1.8m	紀北町	
	町道呼崎15号線道路整備事業 L=60m W=4.0m	紀北町	
	町道呼崎16号線道路整備事業 L=120m W=4.0m	紀北町	
	町道呼崎17号線道路整備事業 L=60m W=2.1m	紀北町	
	町道井の島9号線道路整備事業 L=25m W=2.5m	紀北町	
	町道井の島山本1号線道路整備事業 L=70m W=2.5m	紀北町	
	町道井の島山本4号線道路整備事業 L=420m W=3.0m	紀北町	
	町道井の島山本5号線道路整備事業 L=265m W=3.0m	紀北町	
	町道玉1号線道路整備事業 L=100m W=6.0m	紀北町	
	町道玉2号線道路整備事業 L=95m W=5.2m	紀北町	
	町道玉3号線道路整備事業 L=95m W=5.2m	紀北町	
	町道天摩3号線道路整備事業 L=80m W=6.0m	紀北町	
	町道山本1号線道路整備事業 L=135m W=4.4m	紀北町	

	町道戸ノ須 5 号線道路整備事業 L=70m W=2.5m	紀北町	
	町道萩原台 1 号線道路整備事業 L=330m W=5.4m	紀北町	
	町道萩原台 2 号線道路整備事業 L=65m W=5.3m	紀北町	
	町道萩原台 3 号線道路整備事業 L=230m W=4.7m	紀北町	
	町道萩原台 4 号線道路整備事業 L=30m W=4.5m	紀北町	
	町道下地 2 号線道路整備事業 L=250m W=3.0m	紀北町	
	町道島地 4 号線道路整備事業 L=255m W=4.0m	紀北町	
	町道中田 3 号線道路舗装事業 L=60m W=4.0m	紀北町	
	町道中田 6 号線道路舗装事業 L=155m W=4.0m	紀北町	
	町道中田 7 号線道路舗装事業 L=95m W=4.0m	紀北町	
	町道中田 8 号線道路舗装事業 L=50m W=4.0m	紀北町	
	町道海野海岸線道路舗装事業 L=340m W=3.7m	紀北町	
	町道海野 9 号線道路舗装事業 L=100m W=5.0m	紀北町	
	町道海野 11 号線道路舗装事業 L=200m W=6.0m	紀北町	
	町道西町 1 号線道路舗装事業 L=80m W=4.2m	紀北町	
	町道片上駅前線道路舗装事業 L=420m W=4.0m	紀北町	
	町道井の島停車場線道路舗装事業 L=280m W=4.7m	紀北町	
	町道片上 4 号線道路舗装事業 L=85m W=5.0m	紀北町	
	町道片上 16 号線道路舗装事業 L=110m W=4.3m	紀北町	

		町道山本 8 号線道路舗装事業 L=80m W=6.0m	紀北町	
		町道井ノ島山本 6 号線道路舗装事業 L=95m W=6.0m	紀北町	
		町道志子 1 号線道路舗装事業 L=700m W=4.0m	紀北町	
		町道志子 6 号線道路舗装事業 L=450m W=4.0m	紀北町	
		町道前山中桐 1 号線道路舗装事業 L=580m W=5.5m	紀北町	
	橋りょう	潮合橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	
		眞谷 3 号橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	
		平谷中桐 1 号橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	
		此ヶ野大橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	
		白倉 1 号橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	
		大台 1 号橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	
		大台 11 号橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	
		大台 12 号橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	
		萩原橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	
		河内橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	
		鹿焼 1 号橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	
		古里江の浦橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	
		矢口里 5 号橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	
		古里海岸 1 号橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	

		樫ノ木小橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	
		浜端 2 号橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	
		久野 1 号橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	
		田山 1 号橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	
		田山橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	
		坂ノ谷橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	
		柳川橋修繕事業 橋梁修繕	紀北町	
		汐見橋耐震補強事業 落橋防止	紀北町	
		便ノ山橋耐震補強事業 落橋防止	紀北町	
		内頭橋耐震補強事業 落橋防止	紀北町	
		船津前 2 号橋耐震補強事業 落橋防止	紀北町	
		片上 1 号橋耐震補強事業 落橋防止	紀北町	
		豊浦橋耐震補強事業 落橋防止	紀北町	
		道瀬 1 号橋耐震補強事業 落橋防止	紀北町	
		前垣内中州 1 号橋耐震補強事業 落橋防止	紀北町	
		志子 3 号橋耐震補強事業 落橋防止	紀北町	
		久賀坂 1 号橋耐震補強事業 落橋防止	紀北町	
		船津駅前橋耐震補強事業 落橋防止	紀北町	
	その他	橋りょう長寿命化修繕計画策定事業 点検・健全度評価	紀北町	

9,620 m³/日で、町全域の 99.9%に給水しています。

安全・安心な水の安定供給を図るために、必要な維持管理を行いつつ、耐用年数をもとにした計画的な施設・管路等の更新を限られた財源の中で計画的に進めていく必要があります。

また、近い将来に予想される大規模災害に備え、耐震化対策や水道網のループ化等も実施していく必要があります。

少子高齢化に伴う人口減少に加え、施設の老朽化や技術職員の不足・高齢化が進行しています。水道サービスの将来的な持続性を確保するため経営基盤の強化が喫緊の課題です。

イ 下水処理施設

生活環境は生活様式の変化に伴い、生活排水の水質悪化が進み深刻な問題となっており、本町の地域特性を考えると雨水による浸水対策を講じる必要があります。そういった中で身近な水環境に対する関心は高く、公共用水域の水質保全が強く求められており、豊かな自然環境を守り良好な生活環境を確保するため、合併処理浄化槽の普及促進を図っていく必要があります。

また、雨水による宅地などへの浸水対策を講じる必要があり、雨水対策の整備・推進を図っていく必要があります。

ウ 廃棄物処理

① ごみ処理

本町では、ごみ固形燃料化施設である海山リサイクルセンター（20 t／8h）と紀伊長島リサイクルセンター（21 t／8h）によってごみ処理を行っています。

しかし、製造された固形燃料の利用先である三重ごみ固形燃料発電所が令和元年 9 月をもって運転終了したことから、東紀州 5 市町による広域的な新ごみ処理施設の整備及び廃棄物運搬焼却施設の整備、又は現施設を継続利用した場合の施設改修をするなど、長期的で安定的にごみ処理ができる体制を確保していく必要があります。

また、ごみ減量化対策として、ごみ減量啓発、廃食用油のリサイクルの推進やステーション化によるごみ分別の徹底により、ごみの減量化に対する住民意識を高めており、今後も対策を進めていく必要があります。

一方、当面の課題としては、リサイクルセンターの適正な管理運営と、ごみの運搬や最終処分に必要な車両の整備充実、また、町内にある 2 か所の最終処分場については、両施設とも埋立残余容量が残り少なくなっており、施設改修をはじめ、運用方法の見直しによる延命化など有効な方策を実行していく必要があります。

表 6-1 ごみ処理の状況(令和 6 年度)

年間総処理量	5,911 t
可燃ごみ処理量	5,063 t
（生活系）	(3,379 t)
（事業系）	(1,684 t)
RDF 生産量	2,812 t

不燃ごみ処理量	150 t
(生活系)	(149 t)
(事業系)	(1 t)
資源ごみ処理量	697t

② し尿処理

し尿処理については、平成 5 年度に建設したクリーンセンターを、平成 30 年度、令和元年度の 2 ヶ年で施設・設備等の大規模改修を実施し、年間約 10,000kℓ（35kℓ/日（し尿 5kℓ/日、浄化槽汚泥 30kℓ/日））の処理を行っています。

なお、機能を維持していくために、保守点検や整備等を行っていく必要があります。

表 6-2 し尿処理の状況(令和 6 年度)

浄化槽設置基数	6,142 基
(合併浄化槽設置基数)	(1,705 基)
(単独浄化槽設置基数)	(4,437 基)
し尿処理量	10,481 kℓ
(汲み取りし尿分)	(2,364 kℓ)
(し尿浄化槽分)	(8,117 kℓ)

エ 火葬場

平成 9 年度に「荷坂やすらぎ苑」（旧紀伊長島町（一部事務組合））、平成 13 年度に「浄聖苑」（旧海山町）を建設し稼働していますが、果たすべき機能を長く維持していくため、必要な改修を行いながら効率的な運営に努めていく必要があります。

オ 消防施設

本町では、尾鷲市と広域消防「三重紀北消防組合」を組織し、消防団と共に消防・防災体制の充実強化を図り、住民の生命と財産を守るため、安全・安心確保に努めています。

しかしながら、本町は南海トラフ巨大地震などの地震とそれらに伴う津波、台風、豪雨等の自然災害による大規模な被害が予測される地域です。また、社会情勢の変遷により災害や事故の形態が複雑化するとともに、生活様式の多様化により建築構造や建築資材が変化し危険物が増加するなど、警防・救急活動が複雑かつ多岐にわたっています。

また、急峻な山々と複雑に入り組んだリアス海岸に囲まれた平野部の少ない地域でありながらも、世界遺産登録された熊野古道、整備されたレクリエーション都市さらには紀勢自動車道の全線開通により交流人口が増加しており、それに伴う事故等の発生が危惧されています。

このような状況に的確に対応するため、予防消防を重点に消防救急デジタル無線を活用した通信指令や指揮支援体制の確立など、広域消防体制の強化を図ると共に、消防施設や防災施設の整備、車両及び各種資機材の整備充実等を図る必要があります。

救急業務については、年々出動件数が増加傾向にあることに加え、医療資源の減少及び地域特性な

どから傷病者の搬送に時間を要するなど厳しい現状がある中で、全ての救急事案に対応可能な救急車・救急資機材の整備と救急救命士の育成、また、地域住民へ救急法を普及啓発するなど、高度な救急業務体制を確立する必要があります。

一方、消防団は火災や自然災害時に大きな役割を果たしていますが、人口減少などにより新規団員の確保が難しく、団員数の確保が課題となると同時に団員の高齢化が進行しています。また、消防団員のサラリーマン化が進んだことなどにより、緊急出動が可能な団員数が減少しています。そのような現状を踏まえ、消防団員の確保及び団員のより一層の資質向上を図るとともに、消防団詰所の整備や車両及び各種資機材等の整備充実を図る必要があります。

さらに、本町では、南海トラフ巨大地震などの地震とそれらに伴う津波により甚大な被害が予測されているため地震・津波対策を行う必要があります。また、地震・津波以外にも、過去の豪雨により未曾有の大水害に見舞われているため、台風・豪雨・土砂災害などの風水害等の対策についても行う必要があります。

これらの災害による被害を最小限に食い止めるため、減災対策として、住民の防災意識の高揚や恒久的な災害対策と災害時の効率的な対応など防災体制の充実化を進めなければなりません。

カ 公営住宅対策

住宅については、持ち家志向が強い中で、景気の低迷、所得の低下、良質な住宅の供給不足などにより住宅建設が難しい状態にあります。

町内においても、少子高齢化がますます進む中、健康で文化的な生活を営むうえで、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸する既存公営住宅の活用が重要となります。

そのため、更新期を迎えつつある大量の公営住宅の効率的かつ円滑な更新を行うべく紀北町公営住宅等長寿化計画を策定しました。この計画に基づき良質なストックを次世代へと継承していくための点検の強化、早期の管理・修繕等を推進していく必要があります。

キ 生活安全対策

全国の犯罪発生件数は、平成14年をピークとして年々減少の傾向にあるものの、国内外からの観光入込客等の増加などで様々な方が紀北町を訪れる中、犯罪の多様化や、インターネットの普及によるハイテク犯罪も懸念されています。

また、本町においては、過疎化による若年層の流出により、高齢者世帯が急激に増加する中、振り込め詐欺等、高齢者を狙った犯罪が増加しています。

犯罪発生の抑制には住民一人ひとりの生活安全への意識付けを徹底し、地域コミュニティにより安全・安心を築きあげることが重要ですが、若年人口の減少、高齢化が急激に進んでおり、地域での見守り力も低下しているため、防犯協会等による啓発活動を強化・支援する必要があります。

また、近年社会問題となっている、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしているため、今後、空き家等に対する対策を進めていく必要があります。

(2) その対策

ア 水道施設

① 水道施設の整備

- ・安全・安心な水の安定供給を図るために、経営基盤の強化を図りながら、計画的に施設・管路等の更新、耐震化や水道網のループ化等を図っていきます。

② 災害への備え

- ・災害時における飲料水確保のため非常用給水設備をはじめ、給水備品等の充実を図り、町民生活に重要なライフラインの確保に努めます。

イ 下水処理施設

① 下水の適正処理

- ・一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）に基づき、地域の現状にあった水環境の構築をめざします。
- ・合併処理浄化槽設置を推進し、生活雑排水による自然環境への負荷の軽減を図ります。
- ・住宅地への浸水を防ぐ雨水排水対策に取り組みます。

ウ 廃物物処理

① ごみの適正処理

- ・一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）に基づき、一般廃棄物の適正な処理をめざします。
- ・最終処分場の改修等を図ります。
- ・ごみの運搬や最終処分に必要な車両の整備充実を図ります。
- ・ごみをさらに削減するため、ごみ減量化対策に係る町民意識の醸成に努め、発生・排出抑制に重点を置いた対策を推進します。
- ・東紀州5市町による広域的な新ごみ処理施設の整備を進めるとともにリサイクルセンターの統廃合や施設改修による利活用を検討し、最も有効と考えられる整備を推進していきます。

② し尿の適正処理

- ・機械の保守点検や整備に努め、さらに運転経費の削減をはじめ適正な管理に努めます。

エ 火葬場

- ・火葬場の効率的な運営に必要な諸整備に努めます。

オ 消防施設

① 消防の基盤強化

- ・消防施設（車両・資機材）の整備充実を図ります。
- ・救急救命士資格取得を促進し、高規格救急車や救急医療資機材の充実を図るとともに、医療機関との密接な協力体制を構築し、救急業務の強化を図ります。
- ・消防署員及び消防団員の資質の向上を図るとともに、消防署及び消防団詰所の整備充実等を図ります。
- ・消防団への青年層の加入を一層促進し、組織の強化を図ります。また、消防団員の昼間の人員不足

を補うため、女性消防団の充実強化を図ります。

- ・各地域に防火水槽や消火栓等の消防水利の整備を図ります。
- ・地域住民や各種団体を対象にした救急応急処置講習会を開催し、AED を使用した心肺蘇生法等の応急手当を適切に行うことができるバイスタンダー（救急現場に居合わせた人）の養成及び AED の整備に努めます。
- ・消防団の車両や各種資機材の整備充実を図ります。

② 防災の基盤強化

- ・集落支援員による避難路の点検・整備また、津波避難場所、避難所の再点検及び整備を推進します。
- ・地震等の災害により、孤立すると予想される集落への対策を推進します。
- ・公共施設の耐震化を推進します。
- ・排水施設の整備充実等、低地地区の浸水対策に努めます。
- ・防災マップ（津波・高潮・土砂災害編）、洪水ハザードマップの見直しや、他の災害の防災マップの作成を推進します。
- ・防災資機材の整備充実と非常食等備蓄品の充実を図ります。
- ・自主防災会組織の育成・強化を図ります。
- ・防災訓練、防災講演会・講習会を実施し、住民の防災意識の高揚や防災技能の向上を図ります。
- ・避難行動要支援者（高齢者・心身障がい者等）の避難誘導體制や救助体制の整備に努めます。
- ・住宅の耐震診断の受診を促進し耐震補強を奨励するとともに、家具の固定を奨励します。
- ・氾濫、越流防止のため、河川の整備を推進します。

カ 公営住宅対策

① 公営住宅の整備

- ・公営住宅の建設にあたっては、地域的な適正配置と若者や高齢者のニーズに対処した設計計画を進めるとともに、老朽化した公営住宅の建て替えを推進します。
- ・既存の公営住宅について公営住宅制度の主旨に従い、適切な運営と維持管理に努めます。
- ・地元材を活かして、安全で快適な魅力ある公営住宅の建設を進めます。
- ・公営住宅等について耐震診断、耐震補強を進めます。

キ 生活安全対策

① 紀北町防犯協会活動の強化

- ・啓発物品、パトロール用品の充実を図ります。
- ・犯罪抑制のため、啓発用ユニホーム等を整備し、啓発活動の PR に努めます。

② 交通安全対策の推進

- ・関係機関・団体と連携し、子どもから高齢者まで交通安全意識の高揚を図るとともに、危険箇所の解消、交通安全施設の整備に努めます。

③ 空き家対策の推進

- ・適正に管理されていない空き家等に対する対策を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備 考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	上水道配水管・老朽管布設替事業	紀北町	
		配水管布設・老朽管更新		
		相賀橋架替工事に伴う布設事業	紀北町	
		配水管布設		
		紅ヶ平浄水場設備更新事業	紀北町	
		動力設備、受変電設備ほか		
		上里浄水場設備更新事業	紀北町	
		機械設備、監視制御設備、電気計装ほか		
		漏水調査業務委託	紀北町	
		漏水調査 各年1地区		
		水道事務所移転事業	紀北町	
		新事務所新設1棟		
		新水源調査事業	紀北町	
		新井戸のボーリング調査費等		
		町内水道網ループ化事業	紀北町	
		配水管のループ化		
		上水施設耐震化事業	紀北町	
		浄水場の耐震診断並び耐震化・配水池の耐震化		
		浄水場監視システム更新事業	紀北町	
	サーバーシステムの移設			
再生可能エネルギー導入事業	紀北町			
太陽光発電システムの導入				
重機購入等	紀北町			
2tトラック・バックホーの購入				
クリプトスポリジウム等対策事業	紀北町			
紫外線照射装置ほか				
スマートメータ導入事業	紀北町			
スマートメータの導入拡大				
一般国道422号布設事業	紀北町			
下地～茂原間布設				
その他	緊急用給水栓等購入事業	紀北町		
	給水栓10台			
	(3)廃棄物処理施設			

		消防車両整備事業 高規格救急車（紀伊長島消防署）	三重紀北消防	
		消防車両整備事業 資機材搬送車 2.0t（海山消防署）	三重紀北消防	
		消防救急デジタル無線事業 使用料及び賃借料	三重紀北消防	
		消防救急デジタル無線事業 保守費用	三重紀北消防	
		消防団詰所兼車庫整備事業 松本・渡利・地蔵町・白浦	紀北町	
		防火水槽整備事業（60 m ³ 級 1 基、40 m ³ 級 5 基） 山本・片上・相賀・馬瀬・小松原・小山浦	紀北町	
		消防井戸設置事業（消防井戸設置 3 箇所） 上里・名倉・馬瀬	紀北町	
		消防団小型動力ポンプ付資材搬送車整備事業（軽 4 輪 2 台更新） 馬瀬・松本	紀北町	
		消防団小型動力ポンプ付積載車整備事業（普通車 3 台更新） 古里・十須・中里	紀北町	
		消防団小型動力ポンプ付積載車整備事業（軽輪 3 台更新） 海野・片上・前山	紀北町	
		消火栓整備事業（新設消火栓 5 基） 町内一円	紀北町	
		消火栓整備事業負担金（水道管布設替時設置 年 5 基） 25 基（年：5 基）	紀北町	
		消防団ホース更新事業（ホース 30 本/年 計 150 本） 4 万円/本	紀北町	
		消火栓ホース格納ボックス更新事業（30 式/年 計 150 式） 1 式 2 万円/年	紀北町	
		消火栓ホース格納ボックス用ホース更新事業（30 本/年 計 150 本） 2.1 万円/年	紀北町	
		地震・津波避難路等整備事業	紀北町	

		避難路等整備		
		避難誘導灯整備事業	紀北町	
		ソーラー式・蓄電式避難誘導灯整備		
		防災倉庫等整備事業	紀北町	
		防災倉庫の整備		
		水位情報監視システム整備事業	紀北町	
		源八川他町管理河川		
		汐見排水機場改修事業	紀北町	
		排水機場ポンプの機能向上		
	(6) 公営住宅	公営住宅小山団地改築事業	紀北町	
		鉄筋 2 階建て 2-3DK 60-80 m ² /戸 20 戸		
		公営住宅田山坂団地改築事業	紀北町	
		木造 2 階建て 2-3DK 60-80 m ² /戸 6 戸		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

紀北町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの維持管理方針等と整合性を図りながら事業を実施していきます。

施設群	基本方針
上水道施設	計画的に更新を行い、安定供給を図ります。
供給処理施設	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
消防施設	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
公営住宅	修繕等を計画的に行い、長寿命化を図ります。一部の施設については、廃止に向けて協議を行います。
その他	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉

本町の 65 歳以上人口は、6,716 人（令和 2 年国勢調査人口）で、平成 22 年国勢調査からの 10 年で総人口が 4,007 人減少している中、65 歳以上人口は、65 人増加しています。高齢者比率も年々増加を続けており、平成 22 年 36.6%、令和 2 年 46.0%で、9.4 ポイント増加しています。

本町では、このような高齢化の急速な進展や過疎化が進む中、核家族化、共働き世帯の増加により、家庭の介護能力が低下し、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。こうしたことから、高齢者が地域で支え合い、安心して健康に暮らせるまちづくりをめざすため、健康の保持増進対策、在宅福祉対策、介護支援対策、介護予防対策などの強化が必要となっています。

今後は、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることを目的としたサービスの充実や、在宅福祉を中心に地域で支え合う地域包括ケアシステムの確立、寝たきり、認知症高齢者対策の推進、高齢者

にやさしいユニバーサルデザイン（バリアフリー）のまちづくりの推進、利用者本位の保健福祉サービスの提供、高齢者社会参加機会の拡充のほか、介護保険事業所のサービス向上のための指導を行うなど、健康な高齢者から要介護高齢者に至るまでの様々なニーズに対応していくことが求められています。

また、高齢者の一人ひとりが在宅で安定した生活を継続していくためには、地域の中での生活を維持し、自分らしい生活を送ることができるような自立支援体制を構築していくことが大切であることから、生活支援体制整備事業をはじめ、社会参加を促すシルバー人材センターの充実を図ることや、高齢者相互の関係強化の充実を図る老人芸能大会などの事業を支援するとともに、家庭、地域社会、職場、学校などで、世代を超えた福祉活動により高齢者との関わりを深めたり、理解を深めたりする取り組みを進め、町民が高齢者問題を自らの問題としてとらえる地域福祉意識の高揚を図ることも重要です。

さらに、高齢者福祉に密接な関係を持つ社会福祉協議会や地域包括支援センターをはじめとする関係機関や団体によるいきいきクラブ（老人クラブ）の育成強化、活動内容の充実、指導者の育成、また高齢者に対する健康教育、健康診査、健康相談などの保健サービスの実施についても三重県、近隣市町、紀北広域連合との相互支援を推進する必要があります。

イ 保健事業

「健康寿命の延長を目指し、充実した生活を送ることができるよう、生活習慣病を予防していく」ことを目標に、各種健康診査や健康教育を実施しています。疾病の早期発見、早期治療をめざし元気な老後を過ごすことができるよう若い世代から健康管理の重要性を伝えることが必要となっています。また、生活習慣病の重症化予防のためにも、医師会等と連携のもと保健事業を推進していく必要があります。

ウ 児童福祉

過疎化と少子化により児童数は年々減少していますが、女性就労の増加等により共働き家庭の児童数は増加が見込まれます。

また、核家族化の進行による地域コミュニティの希薄化などにより、子育て世代の孤立や子育てに対する不安感や負担感が高まっており、発達に支援が必要な子どもの増加や、子どもの貧困などの問題も増加しています。

そのため、教育・保育施設の充実、子育てと仕事の両立に向けた支援、妊娠から子育てまで途切れのない支援体制づくり、住民・事業者・行政等多様な主体が子育てを支えていく地域社会の構築、支援が必要な子どもを守る仕組みづくりなどを、子ども・子育て支援事業計画などにより総合的に推進し、次世代を担う子どもが健やかに成長し、親が子育ての喜びを実感できる環境を整備する必要があります。

エ 障がい者福祉

令和7年4月現在の身体障害者手帳保持者は、720人、療育手帳保持者は、177人、精神障害者保健福祉手帳保持者は、114人となっています。

本町では、障がい者とその保護者の高齢化も進んでおり、自宅での一人暮らしが困難な障がい者の保護者が、将来に不安を持っているケースが多くあります。

障がい者の働く場としては、紀北作業所や分場瑠璃ヶ浜、就労継続支援事業所ひのきの会、就労B型事業所たいきがあり、福祉的就労の場は充実していますが、厳しい経済状況の中で一般就労の場が少ない状況にあります。また、障がい児や重度の障がい者の日中活動の場や、就労支援施設に通所していない障がい者の日中活動の場の確保が求められています。

障がい者（児）の介護者支援の側面から見れば、障がい者（児）の家族の就労支援や一時的な休息を確保するための短期入所や日中一時支援等へのニーズが高まっており、サービス提供を実現するための努力が必要となっています。特に障がい児については、利用できる施設サービスが町内に無いため、短期入所の利用や日中一時支援等のサービスの利用が困難な状況にあります。

また、本町の特徴として集落が分散しているため、障がい者（児）の社会参加に対し移動手段の確保が困難なことや、町内に人工透析療法などの特別な医療を受けることができる医療機関が無いため、必要な医療を受けるための障がい者の通院交通費の負担が大きい状況にあります。

障がい者（児）が地域で自立した生活を営むことができるよう、地域全体にノーマライゼーションの理念を広めるための様々な障がい者施策を進めていく必要があります。

また、精神障がい者については、早期治療、社会復帰のための相談、アドバイスが行える体制の整備や地域住民の理解を求めていくことが必要となっています。

オ その他の福祉

ひとり親家庭、低所得者等に対する福祉についても充実に努めていく必要があります。

また、少子・高齢化の進行、家族形態の変化等、福祉を取り巻く環境が変化する中、個人が人として尊厳をもって、子どもから高齢者まで、男性も女性も、障がいの有無にかかわらず慣れ親しんだ環境の中で生き生きして生活できる福祉社会を実現することが求められています。

(2) その対策

ア 高齢者福祉

- ・在宅の一般高齢者（介護保険認定外）や要支援（1,2）認定者を対象とした「新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」を展開し、地域包括ケアシステムの構築を図り、高齢者福祉施策の充実に努めます。
- ・紀北広域連合と連携を図りながら、介護保険制度の円滑な運営に備えた事業所（居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型の各施設）のサービス向上の指導に努めます。
- ・一人暮らし高齢者の増加に伴う家族介護力の低下に対応して、養護老人ホーム、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備と運営のあり方に関する検討を行います。また、赤羽養護老人ホーム及び特別養護老人ホームについて、必要な改修工事等を実施します。
- ・保健・医療・福祉の総合的な推進を図るための地域包括支援センター及び地域ケア会議の活動強化を図ります。
- ・高齢者の就労意欲と生きがいづくり推進事業として、シルバー人材センターの活性化を図ります。

- ・「地域防災計画」に基づく高齢者世帯等に対する災害時の支援対策及び緊急通報体制の整備充実に努めます。
- ・高齢者が自由に自己表現でき、生き生きと暮らせるよう文化、学習、スポーツ、レクリエーション等への参加ができる環境づくりに努めます。
- ・安否確認も兼ねた配食サービス事業や緊急通報装置設置事業等一人暮らしの高齢者の支援に努めます。
- ・高齢者相互の交流の促進を図るため、老人芸能大会などの事業や、いきいきクラブ（老人クラブ）への支援を充実します。

イ 保健事業

- ・町民それぞれに自分自身の健康の保持や体力の維持を意識づけするための健康づくり活動として、摂りすぎている余分な塩分や糖分、カロリー、アルコールを少し減らし、いつもより10分多く体を動かそうという「ちょい減らし +10（プラス・テン）」を生活習慣改善の合言葉に、各種健診や健康教室、健康相談、啓発などを通じて健康づくりの充実に取り組みます。
- ・すべての健診（検診）を1日で受けることができる「みんなでいこか！総合けんしん」を開催し、受診率の向上に努めます。
- ・若者健診については、過疎地域であるため、事業所健診や職場健診等を受診できる環境にある人ばかりではないことから、集団での健診を充実させ、若年層から健診を受診する習慣と生活習慣病の早期発見をおこない、重症化を予防します。また、新30歳の方を対象に「30歳節目無料健診」として、自己負担金を無料にして受診率の向上に努めます。
- ・骨粗しょう症予防のための骨密度測定については、過疎化による高齢世帯の増加傾向にある中で、自立した生活を送ることが重要になってきます。そのためにも若い世代から骨粗しょう症を予防することにより、骨折による寝たきり等を防止し、高齢になっても健康に生活していけることを支援します。

ウ 児童福祉

- ・保育所地域活動事業の継続に努めるとともに、子育て支援センター事業及び放課後児童クラブ事業の継続と充実に努めるほか、ファミリーサポートセンター事業についても検討していきます。また、保護者負担保育料の軽減措置の継続に努めます。
- ・私立保育所に対する施設の運営費助成措置の継続に努めるとともに、私立保育所の今後の効率的な運営について検討を行います。
- ・町内にある児童公園等児童福祉施設の整備と管理に努めます。
- ・子どもの医療費助成により、子どもの保健の向上と福祉の増進に努めます。
- ・児童家庭福祉に関する相談、一時保護措置などの対応について紀州児童相談所、民生委員・児童委員等との連携を図ります。
- ・地域における子育て支援、親子の健康確保、教育環境の整備、仕事と家庭の両立などの目標達成に向けた本町の子ども・子育て支援事業計画の推進に努めます。
- ・現在から未来において子育て世帯となる方に情報提供を行うとともに、結婚・妊娠・出産・育児の

切れ目のない支援に努めます。

エ 障がい者福祉

- ・「紀北地域障がい者福祉計画」及び「紀北町障がい福祉計画」に基づき、施設サービスを推進・維持するため、施設整備の促進に努めます。
- ・障がい者の自立支援のため、必要な障害福祉サービスの提供と地域生活支援事業の充実に努めます。
- ・障がい者自立支援のための制度の、円滑な運用及びホームヘルプサービス等の内容の充実に努めます。
- ・障がい者（児）の地域生活を支援するための事業を推進します。
- ・障がい者（児）の社会参加を促進するため、生活交流会・音楽療法教室による障がい者（児）の生活範囲を拡大するとともに、身近な地域の中で安心して暮らせる社会づくりに努めます。また、障がい者に対する正しい知識を普及し、雇用・就労の場の確保に努めます。
- ・グループホームなどの障がい者の住まいの場の確保に努めます。
- ・障がい者の移動手段の確保と移動に関する支援の充実に努めます。また、人工透析療法の通院に係る交通経費の負担軽減に努めます。
- ・日中、障がい者（児）を介護する家族に対する支援を充実します。

オ その他の福祉

① ひとり親家庭の自立支援の推進

- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金とともに、放課後児童クラブの利用料減免などの経済的な支援を進めます。

② 低所得者等の自立支援の推進

- ・生活困窮が抱える課題は多様で複合的であることが多く、「制度の狭間」に陥らないように広く受け止め、対象者の個々の状況に応じた生活の安定と自立を支援するため、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援機関や生活保護の相談につなげます。

③ 地域福祉の推進

- ・誰もが住み慣れた地域でいきいきと生活していくために生活支援体制整備事業をはじめ、様々な制度や仕組みを活用し必要とする人が必要な資源や取組につながるよう、体制づくりに努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3)高齢者福祉施設 老人ホーム			
	(5)障害者福祉	障害者支援施設整備事業補助金	民間等	

	施設 障害者支援 施設 (9)その他	障害者施設整備 障害者（児）福祉施設整備事業 障害児施設整備 児童公園管理事業 児童公園遊具整備	紀北町 紀北町	
--	-----------------------------	--	----------------	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

紀北町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの維持管理方針等と整合性を図りながら事業を実施していきます。

施設群	基本方針
高齢福祉施設	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
障がい福祉施設	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
保健施設	複合化、多機能化を図るように努めます。
公園	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 地域医療の確保

町内の医療施設は、病院 2（紀伊長島地区 1・海山地区 1）、診療所 11（紀伊長島地区 6・海山地区 5）、歯科診療所 6（紀伊長島地区 3・海山地区 3）が開業されていますが、専門的な治療を要する場合は、町外の医療機関に入院や通院を余儀なくされ、住民の大きな負担となっており、安心して医療が受けられる地域医療体制の充実が望まれています。

イ 救急医療体制の確保

救急医療の現状として、尾鷲総合病院の利用が大部分を占めていることから、救急医療体制を維持していくための費用を人口割で按分しているのが現状です。今後も町単独で救急医療の体制を整備することは不可能であることから引き続き費用負担を継続していく必要があります。

(2) その対策

ア 地域医療の確保

- ・医師会等の協力のもと地域の特性に即した医療体制を確保し、休日診療体制、救急医療体制が継続できるように努めます。
- ・町内の医療機関との連携強化を図りつつ、近隣の総合病院や関係団体との連携を強化し、適切に対応できる医療体制の確立を図ります。

イ 救急医療体制の確保

- ・今後も町単独で救急医療の体制を整備することは不可能であることから引き続き費用負担を継続

していきます。

(3) 計画

事業計画（令和８年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備 考
7 医療の確保				

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

紀北町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの維持管理方針等と整合性を図りながら事業を実施していきます。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

近年、少子化・高齢化の進行やグローバル化・高度情報化の進展、経済社会構造の変化など、教育を取り巻く社会状況が変化する中で、学校教育に対する期待やニーズが増加・多様化しています。

本町では、児童生徒数の減少に伴い、小中学校の小規模化が進んでおり、適正規模・適正配置の推進が課題となってきています。

明日の紀北町を担う、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた子どもを育てていくため、地域の特色を活かしながら、学校・家庭・地域社会の連携を一層強め、協働して教育に当たることが大切です。

学力、体力の向上をはじめ、児童生徒一人ひとりの能力を伸ばす教育の推進にむけ、安全・安心な学校づくりを進めるとともに、教職員の指導力の向上と教育環境の整備に取り組んでいく必要があります。

適正規模・適正配置の推進により通学区域が広がることが予想されるため、遠距離通学に対応する必要があります。

教育施設については、全施設で耐震化は完了しているものの、校舎の老朽化が進む中、施設の改修、設備の更新を計画的に行っていく必要があります。

給食施設については、現在稼働している紀伊長島学校給食センターと海山学校給食センターにおいて、安全・安心な給食の提供をおこないます。

イ 生涯学習

人口の減少と高齢化が進む中で、住民相互の心のふれあいや生きがいのある生活が求められており、生涯学習への意欲の高まりとともに、より一層の社会教育活動の普及と振興、中でもレクリエーション活動、文化活動を推進していく必要があります。

本町の生涯学習活動は、社会教育施設である公民館・生涯学習施設・地区集会所等において各種文化講座を、体育館・グラウンド等のスポーツ施設において各種スポーツ教室を実施しています。

このためには指導者の確保や各種生涯学習活動の環境整備、社会教育施設である公民館・生涯学習施設・図書館などの文化施設や、体育館・グラウンド等のスポーツ施設の整備充実を図っていく必要があります。

また、健康増進、健康寿命延長の拠点施設として、平成 30 年 11 月に開館した健康増進施設の効果的な運営と利用促進により、町民の健康増進や介護予防等を推進します。

ウ 集会施設

地区集会所は、地域コミュニティにおける活動の中核施設であり、各地域に順次整備を進めています。本町では、ほとんどの地域において、建設済みですが、施設及び設備の老朽化が始まっており、計画的に整備・改修も必要となりますが、地区と協議をおこない、集約化するように努めます。

(2) その対策

ア 学校教育

① 学校教育の充実

- ・「紀北町における児童生徒の減少による学校配置構想」に沿った取組を進めます。
- ・コミュニティ・スクールの導入をはじめ、開かれた学校づくりを進めます。
- ・ALTを増員し、外国語活動及び英語教育の指導充実を図ります。
- ・教育課題に応じた全町的な取り組みや、教職員の研修を充実させていくとともに、ICT機器を活用した授業の推進や特別な支援を要する子どもへの人的支援等教育環境の整備を進めます。
- ・遠距離通学となる児童生徒の通学手段を確保するため、スクールバスの適切な運行に努めます。
- ・校舎・体育館・プール・グラウンドの補修とエレベーター等設備の補修、更新を図ります。
- ・安全・安心な給食の提供に努めます。
- ・地域への愛着や基幹産業である第1次産業への理解を深めるため郷土教育を進めます。

イ 生涯学習

① 学習環境の整備

- ・各年齢層に応じた各種学級・講座等を拡充し、新しい社会情勢に応じた学習機会の充実に努めます。
- ・関係団体や自主学習グループの育成・強化を図るとともに相互交流を促進します。
- ・指導者の育成と確保に努めます。
- ・学習や活動の拠点となる社会教育施設である公民館や図書室、情報学習施設等の充実を図ります。
- ・講演会・演奏会・演劇会の開催等優れた芸術や文化に触れる機会の提供を推進します。また、芸術振興事業に取り組みます。
- ・サークル活動や自主活動グループの成果を発表する機会の提供を推進します。
- ・大学と協働で講義、実証実験を行い、地域住民の教育レベルを高めます。

② 生涯スポーツの振興

- ・各種大会やスポーツ教室の開催等楽しくスポーツにふれあう機会の提供とその充実に努めます。
- ・地域スポーツ活動の振興を図るため、地域における団体・グループを育成するとともに、指導者の養成に努めます。

- ・健康で活力ある社会生活を営むことができるよう、スポーツを通じて誰もが楽しく、生涯にわたり健康づくりができるスポーツ施設の整備を推進します。
- ・東海大会及び全国大会に出場する体育団体・個人を支援し、町民全体がスポーツに対する意識の高揚を目指します。
- ・多様な施設を活用してスポーツ合宿・大会の誘致を推進し、地域を活性化するとともに、スポーツ技術の向上に努めます。
- ・紀北健康スポーツクラブや健康運動指導士による健康づくり教室を企画・開催し、町民が集い体を動かす機会を創出します。
- ・紀北健康センターを町民の健康増進や体力の強化、リハビリや介護予防等、健康寿命延長の拠点となる施設として、指定管理者による適正な管理と会員の増強、維持管理費の削減に努めます。

③ 青少年健全育成の推進

- ・豊かな人間性が育つことを願って、総合的な青少年健全育成を推進します。
- ・次世代を担う青少年が心豊かに成長するためには、明るい家庭づくりを推進するとともに、家庭・学校・地域機関が一体となった健全育成に努めます。
- ・非行の早期発見、早期指導の徹底を図るため、効果的な指導活動に努めます。
- ・様々な体験活動の場や機会を充実し、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育成します。

ウ 集会施設

① 集会施設の整備

- ・人口の減少と高齢化により集落機能が低下し、集落の存続も危ぶまれる中、地区住民の交流や活動を促進することにより集落の維持を図るため、その拠点となる集会所の整備・改修の検討もおこないますが、地区と協議のうえ、集約化するように努めます。

(3) 計画

事業計画（令和８年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備 考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	小中学校校舎等修繕事業	紀北町	
		学校施設の維持・修繕		
		小中学校教室等照明 LED 化事業	紀北町	
	屋内運動場	教室等の照明の LED 化		
		小中学校教室等空調機設置事業	紀北町	
		特別教室等の空調機新設		
		体育館等照明 LED 化事業	紀北町	
		体育館等照明の LED 化		
		体育館等屋根防水事業	紀北町	

		体育館等屋根の防水		
	水泳プール	プール修繕事業 プールの維持・修繕	紀北町	
	教員住宅	教員住宅修繕事業 教員住宅の維持・修繕	紀北町	
	スクールバス ・ボート	児童生徒スクールバス購入事業 スクールバス購入	紀北町	
	給食施設	紀伊長島学校給食センター改修事業 給食施設の維持・修繕 海山学校給食センター改修事業 給食施設の維持・修繕	紀北町 紀北町	
	その他	小中学校 GIGA スクール端末更新整備事業 児童用端末の更新	紀北町	
	(2) 幼稚園	幼稚園施設等修繕事業 幼稚園施設の維持・修繕	紀北町	
	(3) 集会施設、 体育施設等			
	公民館	海山公民館改修事業 中央監視装置更新、照明設備更新、音響設備更新、 新、緞帳設備更新、空調設備更新 東長島公民館改修事業 空調設備更新、照明設備更新、音響設備更新、 緞帳設備更新	紀北町 紀北町	
	体育施設	体育館整備事業 志子体育館維持・修繕 海山グラウンド整備事業 グラウンド補修、テニスコート土壌改良 多目的広場整備事業 広場照明改修 赤羽公園整備事業 テニスコート照明改修、フェンス改修、街路灯照 明改修 東長島スポーツ公園整備事業 フェンス改修、テニスコート土壌改良	紀北町 紀北町 紀北町 紀北町 紀北町 紀北町 紀北町	
	図書室	図書室施設整備事業 各図書室の設備整備等	紀北町	
	その他	若者センター改修事業 照明設備更新	紀北町	

		木工陶芸施設改修事業 エアコン設備更新、照明設備更新	紀北町	
		引本会館改修事業 エアコン設備更新、照明設備更新、浄化槽更新	紀北町	
		生涯学習センター改修事業 エアコン設備更新、照明設備更新、施設整備等	紀北町	
		三浦会館改修事業 エアコン設備更新、照明設備更新	紀北町	
		健康増進施設改修事業 施設の維持・修繕	紀北町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

紀北町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの維持管理方針等と整合性を図りながら事業を実施していきます。

施設群	基本方針
学校教育系施設	複合化、多機能化を図るように努めます。
教員住宅	一部施設は廃止に向けて協議を行い、その他の施設は現状維持に努めます。
幼稚園・保育園・こども園	一部の施設については、廃止に向けて協議を行います。
集会施設	地区と協議し、集約化するように努めます。
公民館	地区と協議し、集約化するように努めます。 一部施設については長寿命化を図ります。
文化施設	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
スポーツ施設	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。
その他教育施設	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、海岸部と山間部に小さな集落が点在しており、過疎化、高齢化に伴い、中心部から離れている集落の維持が徐々に深刻な状態となっています。どの集落も日々の買い物や医療施設等生活をしていくうえで必要な施設がなく、5～10km程度離れた町の中心部まで出かける必要があります。公共施設に関しては、出張所がある集落もありますが、ほとんどの集落では集会所のみで、住民サービスを受けるためには同様に中心部まで行く必要があります。

また、交通空白地も多く、高齢化に伴い移動手段を持たない方が増加していることから、町において様々な交通手段を確保しています。

さらに、過疎化、高齢化に伴い、地域の活力が低下していることから、祭や伝統行事が実施できなくなってきました。また、空き家や耕作放棄地が増加し景観を損なっているほか、人が少なくなることにより獣害が増加したり、大勢の水田所有者で維持していた農業用水路など農業用施設の維持等が難

しくなっています。

(2) その対策

- ・地域の自治組織が行う活動を支援する施策について検討します。
- ・地域公共交通活性化再生法の改正に伴い、地域の輸送資源を総動員すること等が位置付けられた地域公共交通計画を策定し、持続的に公共交通の維持、活性化を図る取り組みを進めます。
- ・耕作放棄地の発生抑制とあわせ、既存の土地は利用意向調査に基づき、継続利用や農地中間管理事業の活用等、区分に応じた整備を進めます。
- ・有害鳥獣による農作物被害を抑制しの営農の維持継続を図るため、防護柵の設置等への助成や捕獲活動への支援を進めるとともに、三重県農業改良普及センターと連携した研修の実施や農村見守り支援員によるパトロールの強化による、営農の継続をきめ細かく支援します。
- ・空き家バンク制度の活用により、空き家の有効活用を図ります。
- ・地域おこし協力隊、集落支援員は、地域活性化や課題解決等に有効な人材であることから活動を支援していきます。
- ・移住希望者等へのニーズに沿った情報提供や多様な支援、空き家バンク制度の活用や住宅リフォーム支援による一層の住環境の向上など、安心して移住・定住できる環境を整えます。
- ・進学等により都市部へ転出した若年者が、将来的にUターンにより地域で生活する選択ができるような取り組み、情報提供を実施します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
9 集落の整備				

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

紀北町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの維持管理方針等と整合性を図りながら事業を実施していきます。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

町民の多様なニーズやコロナ禍以降の社会の変化に合わせた教養や趣味のための学習、芸術の鑑賞や創作活動等、様々な文化活動が取り組まれるなか、その内容も、画一的な受け身の文化活動のみならず、自ら実践する個性的で多様な文化活動が必要となってきました。

このことから、町民の文化活動への要望がますます多様化・増加していくものと考えられ、文化活動を推進する指導者の養成や芸術・文化団体の育成、文化施設・設備の充実等に積極的に取り組む必要があります。

また、世界遺産に登録された熊野古道をはじめとして、国・県・町が指定した文化財は学術研究のう

えからも優れた文化財が多く、これらの文化財は、歴史・文化等を正しく知るうえで欠くことのできないもので、時代を超えて保護された遺産は町民の財産であり、豊かな文化の発展の基礎となるものです。このため地域に残された貴重な伝統文化（歴史・芸能・文化）の保存継承活動を実践しています。

今後も、この貴重な遺産を大切に保存し、後世に伝えるために、町民の文化財保護意識の啓発や、埋蔵文化財の調査、文化財を広く町民に公開するなどの活用体制を充実していく必要があります。

また、暖地性植物等、貴重な植物も多く生育していますが、絶滅の恐れのあるものがあり、保護と繁殖を図る必要があります。

(2) その対策

① 文化財の保護

- ・地域に埋もれた文化財の調査・発掘を行います。
- ・後世に伝え残すべき貴重な文化財の保護に努めます。
- ・資料の保存・展示をするための郷土資料館・多目的会館等の整備を図ります。
- ・世界遺産である熊野古道の適正な管理と保全に努めます。
- ・豊かな自然の象徴である天然記念物等の保護・管理に努めます。

② 文化財の活用

- ・貴重な地域の文化財を、多くの人々から親しみや愛着をもたれるよう、町内の人々に広く周知していきます。
- ・地域の歴史・文化を学ぶ地域資源として活用していきます。
- ・熊野古道を重要な資源として、活用していきます。

③ 伝統文化の保存・継承

- ・伝統的な芸能や行事等、民俗文化財の保存、継承を支援します。
- ・保存団体を支援するとともに、後継者や指導者の育成と確保に努め、伝承活動の推進を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備 考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	海山郷土資料館改修事業 外壁等防腐処理、電気配線等改修、館内補強工事	紀北町	
	その他	熊野古道維持保全事業 熊野古道修繕、新規登録調査測量業務 特別天然記念物カモシカ食害対策事業	紀北町	
		防護柵等設置	紀北町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

紀北町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの維持管理方針等と整合

性を図りながら事業を実施していきます。

施設群	基本方針
博物館等	修繕等を計画的に行い、現状維持に努めます。

1 2 再生可能エネルギー利用の推進

(1) 現況と問題点

河川周辺の立枯木整備や町有林の利用間伐の際に発生する枝葉等は、木質バイオマス発電用の燃料として搬出しているものの、供給量としては僅かであるため、木質バイオマス発電を推進する上では供給量を増やす必要があります。

(2) その対策

- ・河川周辺の立枯木整備を引き続き実施し、河川並びに海上の安全性を高めるとともに、木質バイオマス発電用の燃料となる木材確保を行うように努めます。
- ・町有林では可能な限り利用間伐を行い、発生する枝葉等は再生可能な資源として積極的に搬出し、木質バイオマス発電用の燃料として有効な活用に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備 考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(3) その他	河川周辺森林立枯木整備事業 河川周辺の立枯木を伐採撤去し、下流部での被害を軽減するとともに、木質バイオマス発電燃料として有効利用する 町有林造成事業 間伐材の搬出により木材を利用するとともに、不要な部分は木質バイオマス燃料として有効利用する	紀北町 紀北町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

紀北町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの維持管理方針等と整合性を図りながら事業を実施していきます。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 協働によるまちづくり

少子高齢化・過疎化の進展や情報化、国際化などにより社会や経済情勢は急速に変化し住民のニーズは複雑多様化しています。また一方で、厳しい財政状況が続く中で質の高いサービスの提供が望ま

れています。

こうした状況に対応し、行政サービスの質を高めていくためには町民とともに協働してまちづくりを進める必要があります。特に、コミュニティ組織やボランティア団体など地域組織の活動は不可欠であり、大きな役割を担っています。これまでの過疎対策は、ハード面を重点的に実施していますが、今後はソフト面の充実と人材の育成をこれまで以上に推進していく必要があります。

イ ゼロカーボンシティ事業の推進

温室効果ガスによる地球温暖化の影響を抑えるためには、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源（事業活動や日常生活）による排出量を減らした上で、植樹や適切な森林管理などによって二酸化炭素吸収量を確保する必要があります。

本町では、排出量と吸収量を相殺することで地域の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言しており、排出実質ゼロを見据えた施策を検討していきます。

取り組みにあたっては、二酸化炭素の排出抑制を制約と捉えるのではなく、今後の経済成長の足掛かりと位置づけ、環境と経済が両立した住みよい地域社会の実現に資することが望まれます。

(2) その対策

ア 協働によるまちづくり

- ・各種行政計画の策定に際し、住民の意見を十分聞くなど政策過程から住民が参画できる環境の充実を図ります。
- ・祭りや各種イベントに対する支援を行うとともに、住民の参画・協働を促進します。また、コミュニティ組織やボランティア団体など地域組織の育成に努めます。

イ ゼロカーボンシティ事業の推進

- ・ゼロカーボンシティ事業の推進に資する企画提案及び事業体制の構築を進めるための脱炭素社会を担う人材の育成に努めます。
- ・低炭素、循環型社会を構築するための調査及び検証に努めるとともに、計画策定や施策に取り込むための現況整理を行います。
- ・地域の実態、実情に即した省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・公園や街路樹等公共空間の適切な維持管理の推進を行います。
- ・町有林は過去から継続して適切な森林管理を行っており、一定の二酸化炭素の吸収量が見込めることから、J-クレジットの登録、認証を行い販売することで、企業等が排出する二酸化炭素をオフセットして排出量の削減に貢献するとともに、販売収入により持続可能な森林整備に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に				

関し必要な事項				
---------	--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

紀北町公共施設等総合管理計画における基本的な考え方及び施設類型ごとの維持管理方針等と整合性を図りながら事業を実施していきます。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	若者の就業・定住促進事業 紀北町への移住・定住に必要な仕事や住宅、余暇等に係る情報を発信し、若者が人生を選択する際に紀北町を選択肢としてもらう	紀北町	
		ワーケーション推進事業 ワーケーションの誘致により、宿泊施設、観光施設を支援するほか、コワーキングスペースを活用した地元事業者との交流を促進する	紀北町	
		空き家バンク活用事業 人口減少により増加している空き家を有効活用し、移住者等に仲介することで、人口増加等の増加を図り危険空き家を回避する	紀北町	
	地域間交流	都市部とのネットワークづくり事業 町出身で、都市部で暮らしている方とのつながりをつくり、ノウハウや人脈を活用してふるさとの町の発展に協力してもらうネットワークを確立する	紀北町	
		友好都市交流事業 友好都市である四條畷市との交流事業により、異なる文化、歴史、自然等で相互に交流し、関係人口を創出する	紀北町	
		国際交流推進事業 町内で活動する国際交流を目的とした団体を支援することで、外国人を受け入れやすく住みやすい環境を作る	民間等	
	人材育成	高校生人材育成事業	紀北町	

		尾鷲市、三重大学と連携し、尾鷲高校 2 年生を対象に実施し、高校生の視点で地域の課題について考えることで地域のことを詳しく知るきっかけとする 地域おこし協力隊関連事業 地域課題に対し、都市部から来た地域おこし協力隊の経験を活かした視点により、課題解決、地域活性化を図る 林業技術向上等支援事業 林業従事者の林業知識向上、資格取得等に係る費用を補助し、技術力の向上を促進する 林業担い手確保等支援事業 林業インターンの受け入れに係る費用の一部を補助し、林業事業体への就業を支援する	紀北町 林業事業体 林業事業体	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第一次産業	農林産物獣害対策事業 有害鳥獣による農作物被害を防止するための防護柵等の設置に対し費用の一部を補助し、生産意欲の減退及び農地の荒廃を防止し、農作物の安定供給を図る 木造住宅建築促進事業 地域で産出、加工された木材を使用して新たに住宅を建築した者に対して費用の一部を補助し、木材の利用促進を図る 林業安全対策等支援事業 林業従事者が身に着ける安全装具の購入費の一部を補助し、安全性確保と雇用の安定を図る 森林経営管理推進事業 山林の境界や所有者を明確化し、自己管理が難しい山林について間伐を行い、山林機能の正常化と適切な森林整備を図る 外国人漁業研修生受入対策事業 外国人漁業研修生受入事業に対する補助 水産資源増殖事業 マダイ、トラフグ、アユ、稚エビ、アワビ、ヒラ	民間等 民間等 林業事業体 紀北町 林業事業体 三重外湾漁協 紀北町 三重外湾漁協他	

		メ、カサゴ等の種苗を放流する		
		藻場再生事業	紀北町	
		藻場の食害を防ぐため、ガンガゼ等の駆除を行うほか、効果を確認するための観測を行う		
		創業支援事業	紀北町	
		経営改善等を目的に借り入れた資金の利子を補給		
		小規模事業者利子補給等事業（マル経・衛経）	紀北町	
		経営改善等を目的に借り入れた資金の利子を補給		
		紀北町新型コロナウイルス感染症関連融資利子補給事業	紀北町	
		三重県新型コロナウイルス感染症対応資金制度の利子を補給		
		小規模経営改善普及事業	紀北町	
		商工会の経営支援員等が事業者への相談・指導を行う	商工会	
		観光客誘致促進事業	紀北町	
		観光交流促進、観光資源の発掘とブラッシュアップ		
		観光PR活動推進補助事業	民間等	
		観光協会、イベントや観光団体等の活動を補助		
		東紀州活性化ソフト事業	東紀州地域振興公社	
産業化	観光	5 市町と県が連携した東紀州地域振興公社の活動により、地域の産業、観光等を一体的に支援し、地域活性化を図る		
		熊野古道集客交流事業	民間等	
		町内には世界遺産である熊野古道が5 峠あり、それらを活用した集客交流事業を実施する団体を支援する		
		企業誘致推進事業	紀北町	
		都市部からの距離感を活かし、テレワーク等で業務可能な企業を誘致、支援することで、地域活性化、雇用の創出等を図る		
その他	その他	危険木伐採事業	紀北町	
		倒木の危険性がある樹木の事前伐採に係る費用の一部を補助し、住民の生命や財産を守る	自治会	
		森林環境教育事業		

		中学生が、森林を起因とする自然を体感し学ぶ事業に補助し、地域への興味と愛着を醸成する 集落周辺森林（里山）整備事業 民間団体による集落周辺の森林整備等に係る費用の一部を補助し、生活環境の保全を図る 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 自伐林業を行う民間団体に対し、事業に係る費用の一部を補助し、山林の多面的機能の保全を図る 公共施設等木質化事業 森林環境譲与税やみえ森と緑の県民税を活用し、公共施設等への木材の利用を促進する 災害からライフラインを守る事前伐採事業 倒木によりライフラインを寸断する恐れがある危険木を事前に伐採し、町民の安全安心な生活を守る	町内中学校 民間団体 民間団体 紀北町 紀北町	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化 デジタル技術活用	ホームページ運営事業 ホームページによる迅速な情報発信 CATV 行政放送事業 CATV による各種情報の伝達 広報きほく発行事業 広報きほくによる定期的な情報発信 多様な窓口環境構築事業 マイナンバーカードを活用したオンライン申請対象業務の追加および対象業務における電子審査システムの環境構築	紀北町 紀北町 紀北町 紀北町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	廃止代替バス及び自主運行バス運行事業 民間の交通機関が不足している地域に対し、路線バスやコミュニティバスを運行し、町民の移動手段を確保する 地域間幹線系統確保維持補助事業	紀北町 民間等	

		路線バスの運行を支援することで、町民の移動手段を確保する 地域間生活路線利用促進補助事業 路線バスの利用者が減少傾向であることから、尾鷲高校生へのバス通学定期代の一部を支援し、通学での路線バス利用を促進する 高速バス背面広告設置事業 都市部へ運行している高速バス（名古屋、京都）の背面に広告を掲出し、紀北町への観光PRを持続的に行う おでかけ応援サービス運行事業 町内を運行する自家用有償運送により、町民のきめ細やかな移動手段を確保する 民有林道維持管理事業 民有林道の維持管理に係る費用の一部を補助し、林業経営の効率化や生産性の向上を図る	民間等 紀北町 紀北町 林業事業体	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	防災マップ作成事業 洪水・土砂災害、津波・高潮ハザードマップ等の更新 災害時要支援者対策事業 避難支援プラン個別避難計画の策定等 感染症対策用備蓄救急資機材整備事業 5,000円×60日×5人×2地区 感染症対策用災害対策本部員備蓄品整備事業 5,000円×60日×10人 感染症対策用住民備蓄品整備事業 マスク・防護服・消毒品等の整備 災害用備蓄品整備事業 食料品・飲料水・衛生用品等の整備 自主防災対策事業 自主防災組織活動への補助 AED整備事業 AEDのリース及び更新 災害時要援護者対策事業	紀北町 紀北町 三重紀北消防 紀北町 紀北町 紀北町 紀北町 紀北町 紀北町	

		家具転倒防止器具取付事業等 防犯対策事業 犯罪被害者等支援等 交通安全対策推進事業 高齢者運転免許返納事業等 空家対策推進事業 空家等調査、特定空家解体工事等	紀北町 紀北町 紀北町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	保育所対策事業 保護者が就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育し、保護者の負担軽減を図る 子育て支援センター設置事業 子育ての不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援などを実施することで、子育てに対する不安を解消し、子育て力を高める 放課後児童クラブ対策事業 保護者が労働等で昼間家にいない児童に、授業終了後に遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図る 子ども医療費助成事業（町単分） 現在、町単独（一般財源）で実施している子ども医療費助成拡大分に充当する（18 際年度末までの通院、入院費） じん臓機能障害者通院交通費補助事業 町内に人工透析療法を受けることができる医療機関が無い場合、じん臓機能障がい者の通院交通費の負担が大きい。交通手段に応じて経費の一部を負担することにより、じん臓機能障がい者負担軽減を図る 老人福祉特別対策事業 （社会福祉大会事業） 過疎化により高齢化が進む中で、高齢者相互の交流・社会参加を促すため、各種事業を実施する （シルバー人材センター設置事業）	紀北町 紀北町 紀北町 紀北町 紀北町 紀北町	

	健康づくり	過疎化により高齢化が進行する地域社会で、高齢者の就労による社会参加の機会を促進する いきいきクラブ活動育成事業 過疎化により増加した、一人暮らしの閉じこもりがちな高齢者の社会参加の機会をつくるため、いきいきクラブの活動を支援することにより、高齢者の交流を促進する 緊急通報装置設置事業 過疎化のために隣家が遠い、又は健康に不安がある一人暮らしの高齢者世帯に対し、24時間対応可能な緊急通報装置を設置することで、緊急事態への早急な支援体制と不安解消を図る がん検診事業 地区巡回がん検診や総合健診を実施することにより、受診率を向上させることにより、がんの早期発見・早期治療を行い、がんによる死亡率を低下させる 若者健診事業 集団での健診を充実させ、若年層から健診を受診する習慣と生活の改善を行い、生活習慣病やメタボリックシンドロームを早期発見し、重症化を予防する 骨密度測定事業 若い世代から骨粗しょう症を予防することにより、骨折による寝たきりなどを防止し、高齢になっても健康で自立した生活を送ることができる	紀北町 紀北町 紀北町 紀北町 紀北町	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	救急医療体制事業 尾鷲総合病院や医師会との連携を強化し、救急医療体制の充実を図る	紀北町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育	社会体育団体活動費等助成事業 体育協会、陸上競技会、皆泳競技会に対し活動	紀北町	

	生涯学習・スポーツ	費を補助し町民のスポーツに対する意識の高揚を目指す スポーツ交流推進事業 各種スポーツ大会への選手の派遣や健康スポーツクラブの運営、スポーツ交流に対する補助等を行う。スポーツ合宿、大会を誘致するため、紀北町のスポーツ施設、宿泊施設等をPRするとともに、町民がスポーツにふれ、取り組むきっかけづくりを行う 健康づくり推進事業 健康づくり教室を企画、開催するとともに、毎年継続して体力テストを実施することで自分の体力を認識し、町民の健康づくりへの取り組みを支援する 健康増進施設管理事業 町民の健康増進や体力の強化、リハビリや介護予防等、健康寿命延長の拠点となる施設として、指定管理者による適正な管理と会員の増強、維持管理費の削減に努めていく 放課後子ども教室推進事業 両地区で行っているいきいき子ども学園の事業を継続して行う	紀北町 紀北町 紀北町 紀北町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興施設	文化振興事業 地域文化の継承及び文化事業の振興を行う	紀北町	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域づくり活動支援事業 身近な地域の活性化や課題解決に向けた、団体や住民等の自主的な取り組みを支援する 女性会議「きほく」運営事業 女性の立場から地域課題の解決に向けた自主的	民間等 民間等	

		な取り組みを支援する ゼロカーボンシティ推進・地球温暖化対策事業 二酸化炭素排出量を実質ゼロにし、低炭素・循環型社会を構築するために必要な取り組みを進める 紀北町 J-クレジット創出事業 町有林での J-クレジットの創出、販売により、二酸化炭素排出量削減に貢献するとともに、持続可能な森林整備を行う	紀北町 紀北町	
--	--	--	-----------------------	--